

人口問題研究 第四卷 第一號

調査研究

工業規制地域人口現象概要 (一)

上田正夫

目次

はしがき

- 一、人口集中地域の形成
- 二、工業規制地域の人口靜態(以上前號)
 - (1) 面積(以下本號)
 - (2) 現在人口
 - (3) 現在人口増加數
 - (4) 現在人口増加率
 - (5) 人口密度
- 三、工業規制地域の人口動態

工業規制地域人口現象概要(一)

- (1) 出生率
- (2) 死亡率
- (3) 自然増加率
- 四、工業規制地域の流入人口

結び

前號に於て工業規制地域及其の周縁地域に就いての主要な人口統計を第一三表として掲げておいたが、本號には之に基いて作圖せる第四圖乃至第八圖の五圖を此の地域の町村別分布圖として掲げ、尙其の他比較の爲、表並圖を作成して本文中に適宜挿入した。以下之等の表及圖の示す所によつて、「工業規制地域」の人口靜態と人口動態の概要を概説することとしよう。⁽¹⁾

尙、各項に互り三府七縣に關する概説を規制地域の記述に入るに先立つて記し、府縣内の非規制地域に就いても比較の爲若干の説明を附することとした。

(1) 面積

第一二・二三・一四表に據れば工業規制地域の面積は合計して五、六〇五方秆に達し、之等を含む三府七縣合計面積四四、二二四秆の二三%に當り、内地總面積の一・五%に相當してゐる。規制地域の中では、關東地方が殆ど其の半を占めて二、九一四方秆に及び、近畿地方が其の三割に當る一、七七八方秆に及び、愛知、關門兩地方は残りの二割足らずの面積を占めてゐる。

關東地方の一府三縣の合計面積一三、三六二方秆の中、規制地域は一五市一三〇町村を含み合計面積は二、九一四方秆で其の二三%に當つてゐる。名古屋地方は愛知縣の面積五、〇八一方秆の中、規制地域は一市二九町村を含み四七四方秆で其の九%に過ぎない。

近畿地方は京都府、大阪府、兵庫縣に跨つてゐるが之等の二府一縣の合計面積一四、七四九方秆の中、規制地域は一四市一三〇町村を含み合計面積は一、七七八方秆で其の一二%に當つてゐる。

北九州關門地方は山口、福岡兩縣に跨り、兩縣合計面積一一、〇二二方秆の中、規制地域は六市二町を含み面積は四三九方秆で其の四%に過ぎない。

大阪府は其の面積の五五%が規制地域に入り、其の割合最も多く、東京府の四九%、神奈川縣の三八%が之に亞いで其の割合が多い。此の他の府縣は其の割合遙に少く、山口縣は下關市の一部が入つてゐるのみであるから全縣の〇・八%を占めるに過ぎない。

規制地域には三六市と二九一町村が含まれてゐるが、三六市の合計面積は二、九二三方秆で規制地域總面積の五割二分に當り、二九一町村のそれは二、六八三方秆であるから、兩者は略、等しい面積を占めることとなる。

(2) 現在人口

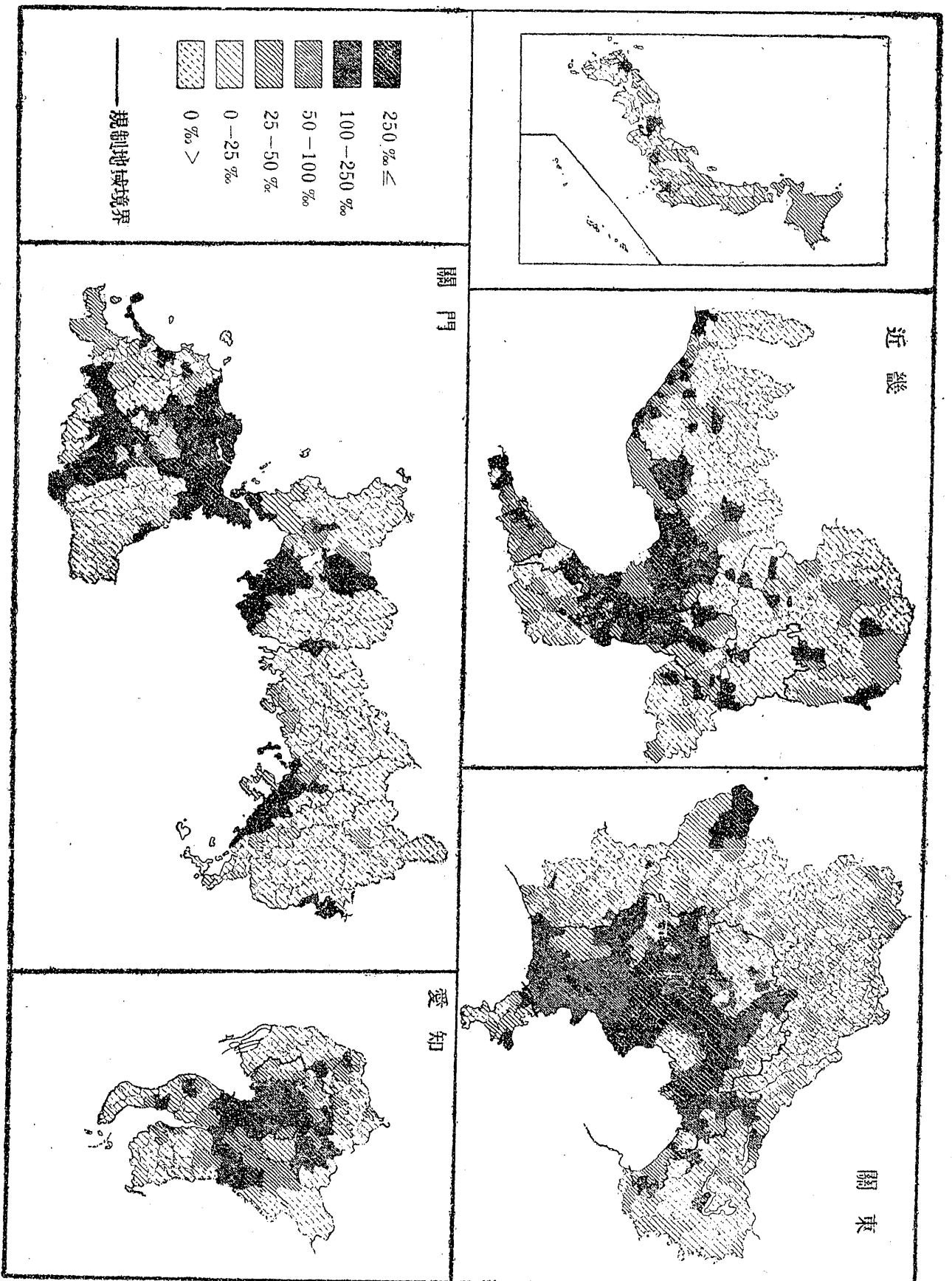
規制地域を含む三府七縣は、面積は四四、二二四方秆で内地總數の二二%であるが、合計人口は昭和十五年現在三、〇〇四萬で内地總人口の四一%といふ大きな地位を占めてゐる。中でも關東の一府三縣が一、二七四萬、近畿の二府一縣が九七四萬で、夫々内地總人口の一七%、一三%といふ地位を占めてゐる。

規制地域の總面積は前に見た如く内地總數の一・五%に過ぎないのであるが、昭和十五年人口は一、九四七萬に達し、内地總人口の二六・六%に當る尨大な量に上つてゐる。此の一、九四七萬の中九五九萬即ち四九%は京濱地方の規制地域が占め、七三六萬即ち三八%は京阪神地方の規制地域が占めて居り、その餘は名古屋地方の規制地域が一五四萬で八%、關門地方の規制地域が九八萬で五%を占めてゐる。京濱、京阪神兩地方の規制地域内人口は、何れも内地總人口中に於て一割といふ大きな地位を占めることになる。面積の占める割合に比して人口の占める割合は關東より京阪神の方が稍、大きい。

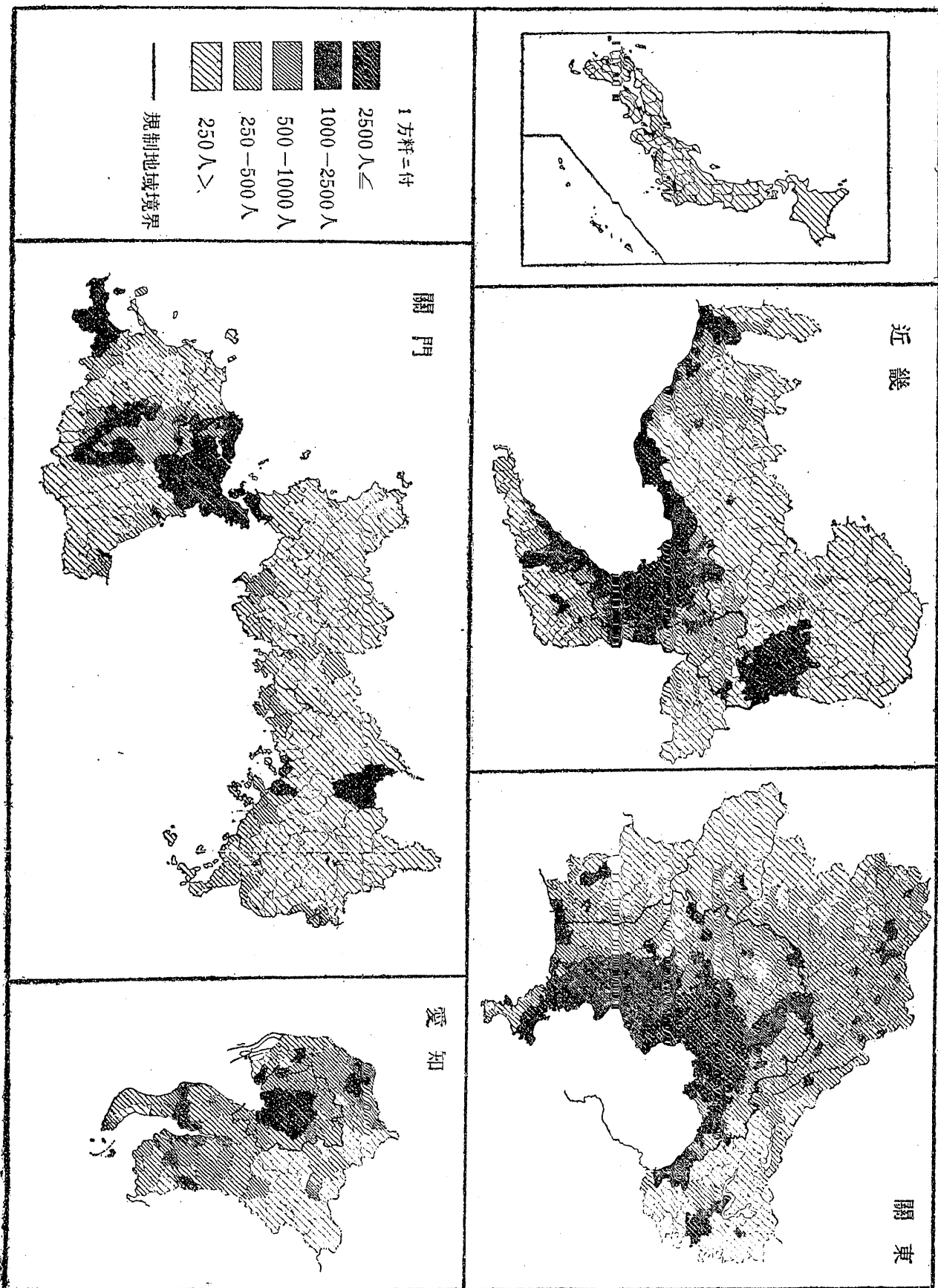
更に内地總人口中に占める割合から見れば、京濱地方が一三%、京阪神地方一〇%の多きに上り、名古屋地方、關門地方は夫々二%、一%を占めてゐる。

三府七縣合計面積の一割三分に當る規制地域も、其の人口は三府七縣合計人口の六割五分に相當してゐる。

第 4 圖 工業規制地域及周縁地域市町村別現在人口増加率分布圖

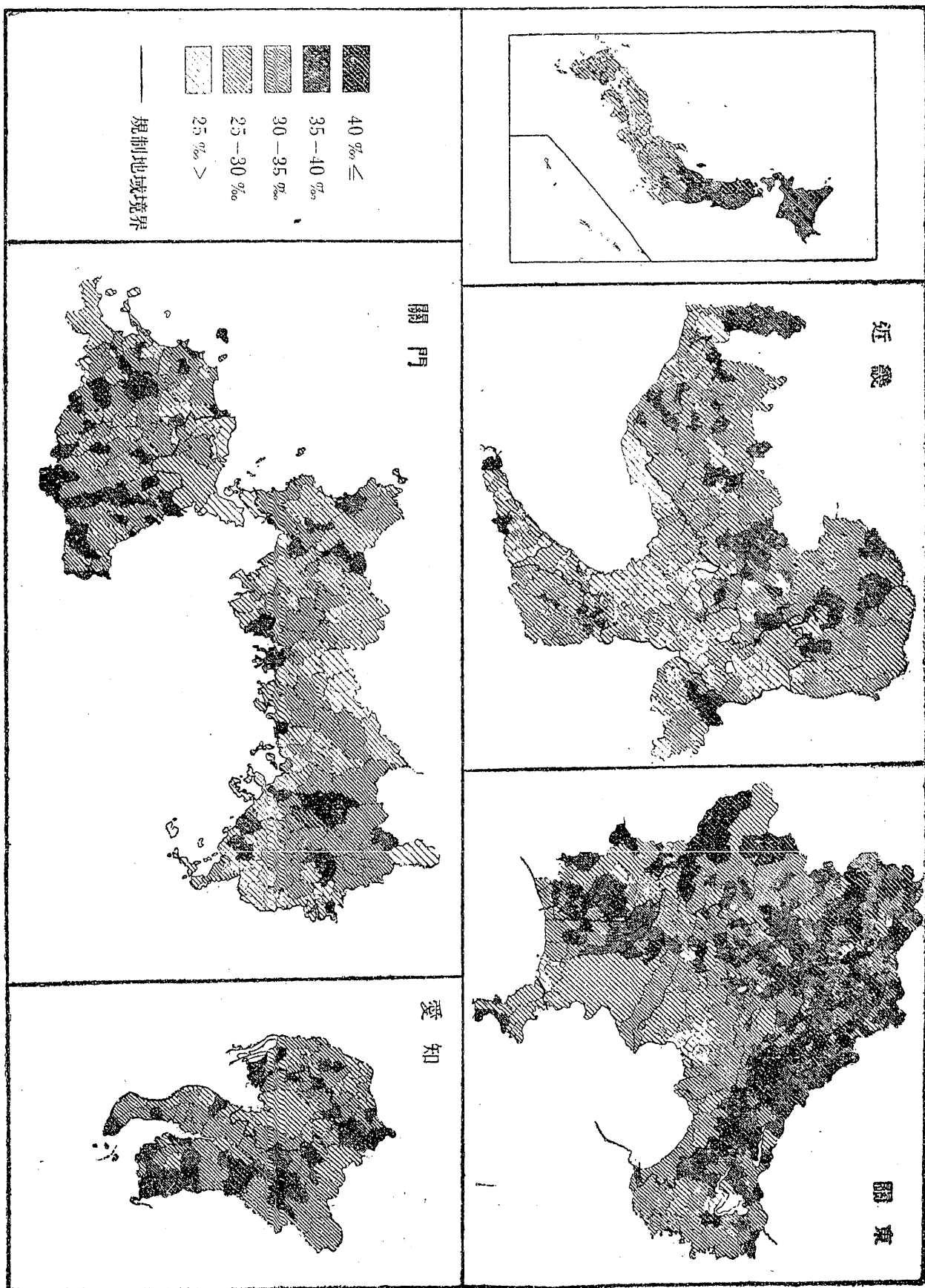


工業規制地域人口現象概要(二)

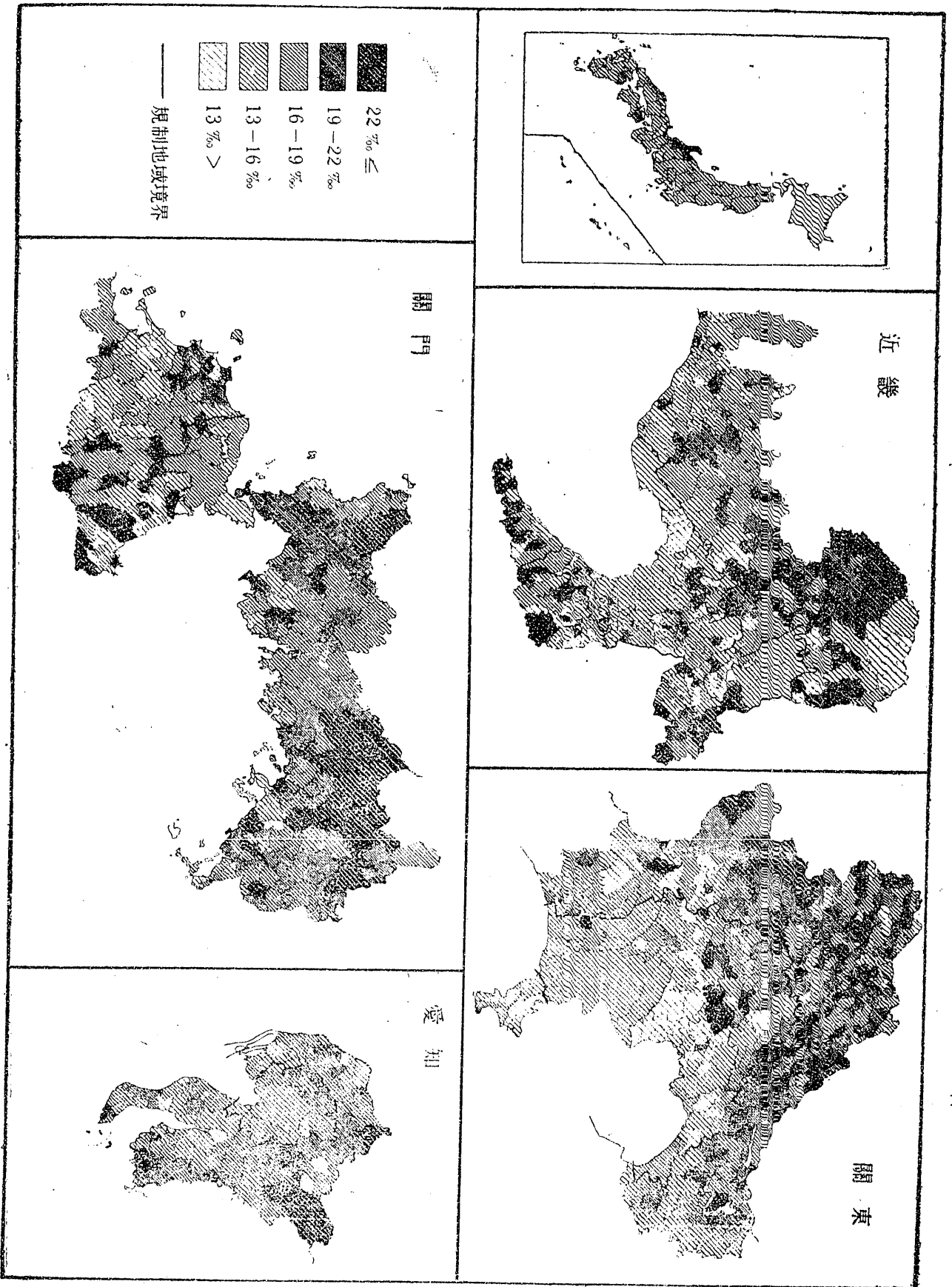


第 5 圖 工業規制地域及周縁都市町村別人口密度圖

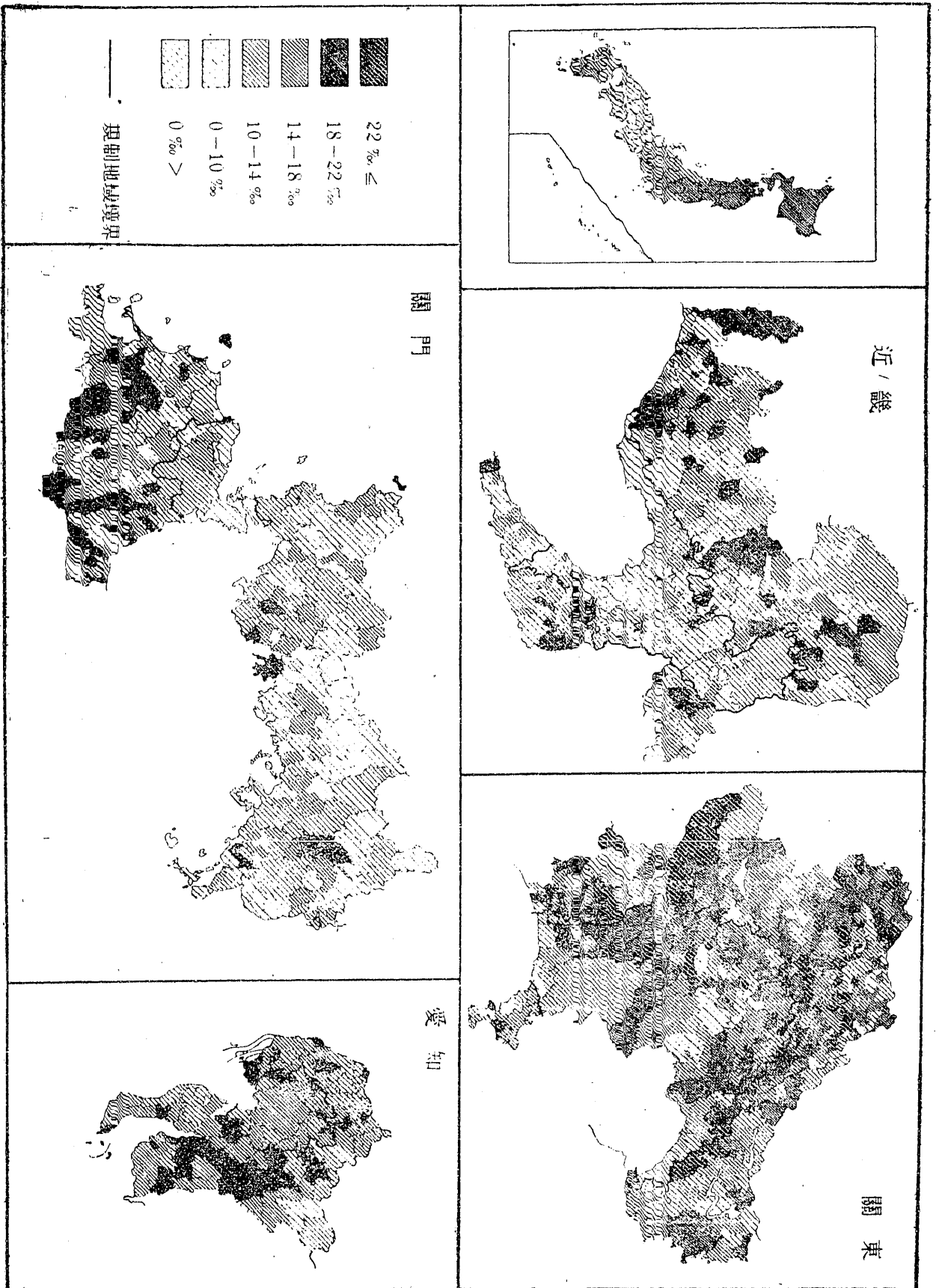
第 6 圖 工業規制地域及周縁地域市町村別出生率分布圖



第7圖 工業規制地域及周縁地域市町村別死亡率分布圖



工業規制地域及圏縁地域市町村別自然増加率分布圖 第 8 圖



第 14 表 3府7縣及工業規制地域面積・現在人口及現在人口増加比例

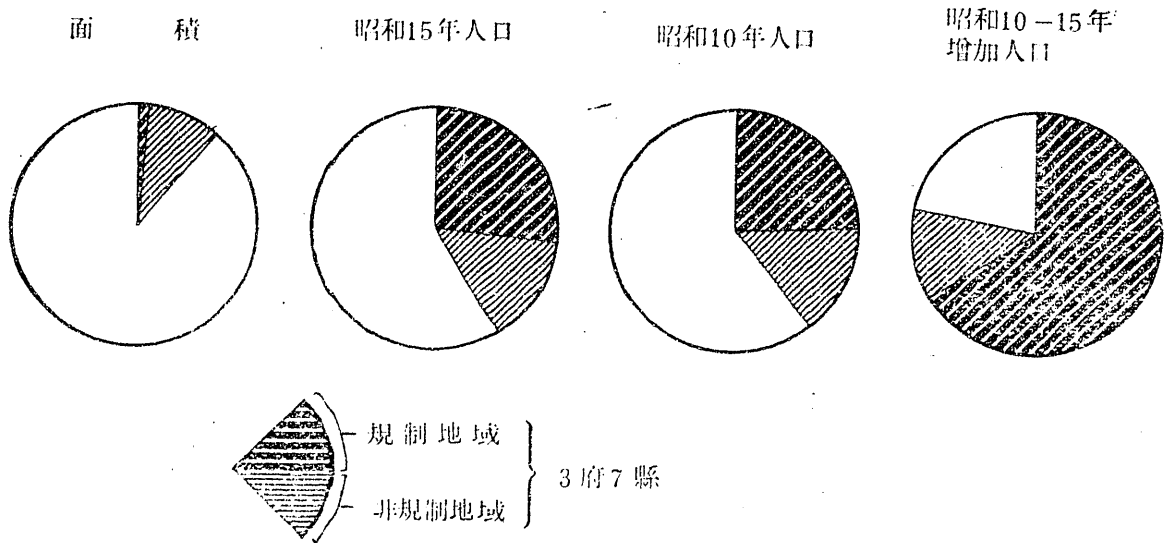
地 域	面 積	現 在 人 口		現在人口 増加率 昭10— 昭15	地 域	面 積	現 在 人 口		現在人口 増加率 昭10— 昭15
		昭 15	昭 10				昭 15	昭 10	
(1) 全 國 に 對 す る 割 合									
全 國	100.00	100.00	100.00	100.00	II 5 愛 知 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
市 郡	2.26	37.72	36.12	66.35	規 制 地 域	9.32	48.78	45.43	80.26
	97.74	62.28	63.88	33.65	非 規 制 地 域	90.68	51.22	54.57	19.74
3 府 7 縣 總 數	11.56	41.09	39.01	78.30	III 近 畿 2 府 1 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	1.46	26.63	24.43	66.04	規 制 地 域	12.05	75.55	74.32	88.94
非 規 制 地 域	10.09	14.46	14.58	12.26	非 規 制 地 域	87.95	24.45	25.68	11.06
I 關 東 1 府 3 縣	3.49	17.43	16.30	37.70	6 京 都 府	31.29	17.75	19.08	3.35
II 愛 知 縣	1.33	4.33	4.13	7.87	規 制 地 域	3.15	12.08	13.02	1.88
III 近 畿 2 府 1 縣	3.86	13.33	12.88	21.28	非 規 制 地 域	28.14	5.67	6.05	1.47
IV 關 門 2 縣	2.88	6.00	5.70	11.45	7 大 阪 府	12.28	49.19	48.15	60.37
(2) 3 府 7 縣 總 數 に 對 す る 割 合					規 制 地 域	6.73	46.65	45.57	58.46
3 府 7 縣 總 數	100.00	100.00	100.00	100.00	非 規 制 地 域	5.55	2.53	2.59	1.91
規 制 地 域	12.68	64.82	62.63	84.34	8 兵 庫 縣	56.43	33.06	32.76	36.28
非 規 制 地 域	87.32	35.18	37.37	15.66	規 制 地 域	2.18	16.82	15.73	28.61
I 關 東 1 府 2 縣	30.22	42.41	41.77	48.15	非 規 制 地 域	54.25	16.24	17.03	7.68
1 東 京 府	4.85	24.48	23.58	32.59	IV 關 門 2 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
2 神 奈 川 縣	5.32	7.29	6.81	11.55	規 制 地 域	3.99	22.28	20.16	41.20
3 埼 玉 縣	8.60	5.35	5.66	2.62	非 規 制 地 域	96.01	77.72	79.84	58.80
4 千 葉 縣	11.45	5.29	5.72	1.39	9 山 口 縣	55.18	29.49	30.17	23.46
II 5 愛 知 縣	11.49	10.54	10.60	10.05	規 制 地 域	0.39	3.82	3.65	5.33
III 近 畿 2 府 1 縣	33.36	32.43	33.02	27.17	非 規 制 地 域	54.80	25.67	26.51	18.13
6 京 都 府	10.44	5.76	6.30	0.91	10 福 岡 縣	44.82	70.51	69.83	76.54
7 大 阪 府	4.10	15.95	15.91	16.40	規 制 地 域	3.60	18.45	16.50	35.86
8 兵 庫 縣	18.82	10.72	10.81	9.86	非 規 制 地 域	41.22	52.05	53.33	40.68
IV 關 門 2 縣	24.93	14.61	14.61	14.62	(4) 各 府 縣 總 數 に 對 す る 割 合				
9 山 口 縣	13.76	4.31	4.41	3.43	1 東 京 府	100.00	100.00	100.00	100.00
10 福 岡 縣	11.17	10.30	10.20	11.19	規 制 地 域	49.46	97.83	97.57	99.52
(3) 各 地 方 總 數 に 對 す る 割 合					非 規 制 地 域	50.54	2.17	2.43	0.48
I 關 東 1 府 3 縣	100.00	100.00	100.00	100.00	2 神 奈 川 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	21.81	75.24	72.61	95.71	規 制 地 域	37.64	70.25	66.30	91.08
非 規 制 地 域	78.19	24.76	27.39	4.29	非 規 制 地 域	62.36	29.75	33.70	8.92
1 東 京 府	16.05	57.73	56.45	67.69	3 埼 玉 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	7.95	56.48	55.07	67.37	規 制 地 域	17.99	34.66	32.45	77.25
非 規 制 地 域	8.11	1.25	1.37	0.32	非 規 制 地 域	82.01	65.34	67.55	22.75
2 神 奈 川 縣	17.61	17.18	16.30	23.98	4 千 葉 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	6.63	12.08	10.81	21.84	規 制 地 域	5.60	18.62	16.97	79.40
非 規 制 地 域	10.98	5.11	5.49	2.14	非 規 制 地 域	94.40	81.38	83.03	20.60
3 埼 玉 縣	28.46	12.62	13.55	5.44	5 愛 知 縣	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	5.12	4.37	4.40	4.20	規 制 地 域	9.32	48.78	45.43	80.26
非 規 制 地 域	23.34	8.25	9.15	1.24	非 規 制 地 域	90.68	51.22	54.57	19.74
4 千 葉 縣	37.88	12.47	13.70	2.89	6 京 都 府	100.00	100.00	100.00	100.00
規 制 地 域	2.12	2.32	2.33	2.29	規 制 地 域	10.06	68.05	68.25	56.04
非 規 制 地 域	35.76	10.15	11.38	0.60	非 規 制 地 域	89.94	31.95	31.75	43.96
					7 大 阪 府	100.00	100.00	100.00	100.00

第 14 表 3府7縣及工業規制地域面積・現在人口及現在人口増加比例 (續)

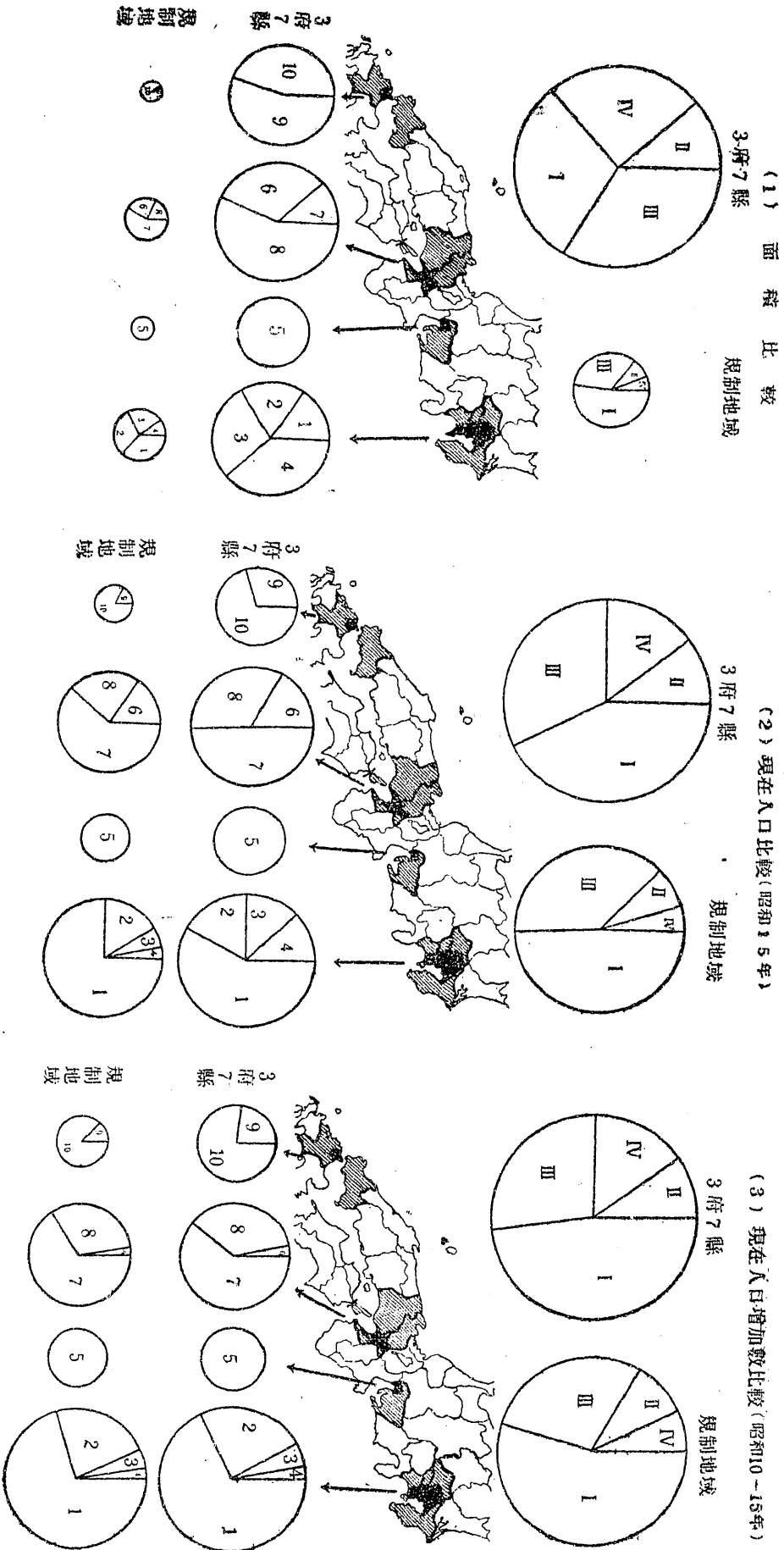
地 域	面 積	現 在 人 口			地 域	面 積	現 在 人 口		
		昭 15	昭 10	昭 10-15 增加數			昭 15	昭 10	昭 10-15 增加數
規制地域	54.79	94.85	94.62	96.84	II 5 愛知縣規	8.45	7.93	7.69	9.57
非規制地域	45.21	5.15	5.38	3.16	III 近畿2府1縣規	31.72	37.81	39.19	28.65
8 兵庫縣	100.00	100.00	100.00	100.00	6 京都府	8.28	6.05	6.87	0.60
規制地域	3.86	50.87	48.02	78.84	7 大阪府	17.70	23.35	24.03	18.83
非規制地域	96.14	49.13	51.98	21.16	8 兵庫縣	5.73	8.42	8.30	9.22
9 山口縣	100.00	100.00	100.00	100.00	IV 關門2縣規	7.84	5.02	4.70	7.14
規制地域	0.70	12.96	12.11	22.73	9 山口縣	0.76	0.86	0.85	0.92
非規制地域	99.30	87.04	87.89	77.27	10 福岡縣	7.08	4.16	3.85	6.22
10 福岡縣	100.00	100.00	100.00	100.00	(6) 各地方規制地域總數に對する割合				
規制地域	8.03	26.17	23.64	46.86	I 關東1府3縣規	100.00	100.00	100.00	100.00
非規制地域	91.97	73.83	76.36	53.14	1 東京府	36.40	75.06	75.85	70.39
(5) 規制地域總數に對する割合					2 神奈川縣	30.39	16.04	14.89	22.82
規制地域總數	100.00	100.00	100.00	100.00	3 埼玉縣	23.47	5.81	6.06	4.39
36 市	52.13	89.26	89.71	86.31	4 千葉縣	9.73	3.09	3.20	2.40
291 町村	47.87	10.74	10.29	13.69	III 近畿2府1縣規	100.00	100.00	100.00	100.00
I 關東1府3縣規	51.99	49.24	48.42	54.63	6 京都府	26.11	15.99	17.52	2.11
1 東京府	18.93	36.96	36.73	38.46	7 大阪府	55.81	61.75	61.31	65.73
2 神奈川縣	15.80	7.90	7.21	12.47	8 兵庫縣	18.08	22.26	21.17	32.16
3 埼玉縣	12.20	2.86	2.93	2.40	IV 關門2縣規	100.00	100.00	100.00	100.00
4 千葉縣	5.06	1.52	1.55	1.31	9 山口縣	9.66	17.16	18.13	12.94
					10 福岡縣	90.34	82.84	81.87	87.06

工業規制地域人口現象概要(二)

第 9 圖 3府7縣及工業規制地域面積・人口の全國中に占める地位



第 10 圖 3府7縣及工業規制地域面積・現在人口及現在人口増加比例圖



(1)、(2)及(3)各圖中の圓の大きさは面積、現在人口、現在人口増加数に夫々比例す、
 圖中の番號 1 關東1府7縣 1 東京府 2 神奈川縣 3 埼玉縣 4 千葉縣 11 澁川縣 5 埼玉縣
 111 近畿2府1縣 6 京都府 7 大阪府 8 兵庫縣 1V 關門2縣 9 山口縣 10 福岡縣

地域別に見ると、東京府總人口の九八%は規制地域内に在り、神奈川縣は七〇%がさうである。埼玉縣は三五%、千葉縣は一九%に過ぎぬが、平均して京濱地方は一府二縣總人口の七五%迄は規制地域に居るものである。

愛知縣は其の人口の四九%が規制地域に入つてゐる。
又、大阪府は其の人口の九五%が規制地域に屬し、京都府は六八%、兵庫縣は五一%で平均して京阪神地方は二府一縣總人口の七六%が規制地域に屬するものである。

更に、山口縣は其の人口の一三%、福岡縣は二六%が規制地域に屬してゐるので、關門地方は平均して二二%が規制地域に屬してゐることとなる。

即ち東京府、大阪府の如きは其の面積の約半ばに當る規制地域内に府總人口の九割五分に上る人口を包含してゐる。三府七縣の中に於ても規制地域に如何に老大な人口が偏在集中してゐるかは之によつて十分知ることが出来る。

又、前に見た通り規制地域内三六市と二九一町村とは略、等しい面積を占めてゐるが、其の昭和十五年人口一、九四七萬の八九・二六%に當る一、七三八萬は三六市に居り、残りの一〇・七四%に當る二〇九萬が町村に居ることとなつてゐる。昭和十年に於ては市部人口の占める割合が八九・七一%、町村部のそれは一〇・二九%であつたから、此の五年間に町村部人口の占める比重が幾分増加したこととなつてゐるが、尙六大都市を含む三六市の人口が占める地位は頗る大である。但、町村を比較的多く含む京阪神、名古屋兩地方に於ては市部人口の比重が稍、減じてゐる。京濱地方に於ても埼玉、千葉兩縣は市部人口の比重は可なり減じ、埼玉縣は却つて町村の人口の方が多くして五三%を占めてゐる。

(3) 現在人口増加數

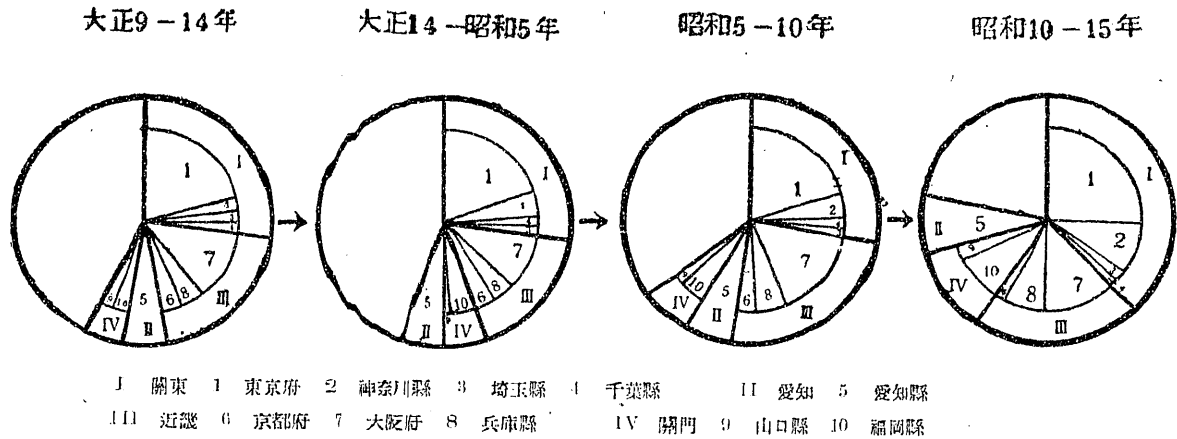
工業規制地域人口現象概要(二)

三府七縣の現在人口が占める地位は右の如く大きいのであるが、現在人口の増加數は更に大である。即ち第一二表、第一五表及第一一圖に見る如く昭和十年乃至十五年の五年間に三府七縣に於て増加した人口は合計三〇二萬であつて、同期間の全國増加人口三八六萬の七割八分強といふ大きな地位を占めて居り、而も此の三府七縣の増加人口が全國増加人口中に占める割

第15表 三府七縣現在人口増加の全國増加人口中に占める地位

府	縣	昭10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14
全	國	100.00	100.00	100.00	100.00
3	府7縣總數	78.30	64.32	55.05	57.17
I	關東1府3縣	37.70	27.63	26.77	26.95
	1 東京府	25.52	20.01	19.59	20.82
	2 神奈川縣	9.04	4.59	4.30	2.48
	3 埼玉縣	2.05	1.45	1.38	1.99
	4 千葉縣	1.09	1.59	1.50	1.67
II	5 愛知縣	7.87	6.15	5.26	6.09
III	近畿2府1縣	21.28	24.64	17.37	19.71
	6 京都府	0.71	3.12	3.11	3.16
	7 大阪府	12.84	15.76	10.20	12.50
	8 兵庫縣	7.72	5.76	4.07	4.05
IV	關門2縣	11.45	5.90	5.66	4.42
	9 山口縣	2.69	1.14	0.87	1.41
	10 福岡縣	8.76	4.76	4.78	3.01

第 11 圖 3府7縣現在人口増加の全國増加人口中に占める地位



合は、大正九十四年五七%、大正十四—昭和五年五五%、昭和五—十年六四%と最近に至る程増して來てゐる。更に、右の三〇二萬の中約四割八分に當る一四六萬は關東の一府三縣に於て増加し、約三割に當る八二萬は近畿の二府一縣に於て増加してゐるのであつて、東京府の如きは増加人口が九八萬の多きに達し、全國増加人口に對しては實に二割五分を占めてゐることとなる。

人口集中地域たる七府縣に就いては既に前節に見た通りであるが、増加の比較的著しからざる京都府、埼玉及千葉縣を加へた之等三府七縣を改めて見直せば、其の増加の規模の益、大なることを知るのである。

次に規制地域内に於ける最近の人口増加に就いて見やう。規制地域の昭和十年人口は一、六九二萬で内地總人口の二四・四%に當つてゐるから、昭和十年

乃至十五年の五年間に二五五萬の人口を増加し、而も内地總人口中に占める割合を二%餘擴大したることとなつてゐる。即ち、同期間の全國に於ける増加人口の實に六六%迄は規制地域に於て増加したものである。

此の規制地域の増加人口二五五萬は又三府七縣の増加人口三〇二萬の八四%に相當するが、其中、五五%に當る一三九萬は京濱地方が占めて居り、二九%に當る七三萬は京阪神地方が占めて居る。名古屋地方は一〇%で二四萬、關門地方は七%で一八萬である。之を全國の増加人口に對する地位から見ても、京濱地方は實に三六%の多きに達し、京阪神地方も一九%の多きに達してゐるから、之等兩地方の規制地域に於て増加した人口は、此の期間に全國に於て増加せる人口の過半數に相當してゐるのである。以て如何に集中地域の名に背かぬものであるかを知るに足らう。

規制地域の増加人口を三六市と二九一町村とに分けて見ると市部は二二〇萬、町村部は三五萬であるから、八六%迄は市部に於て増加してゐることとなる。増加人口の大部分は三六市に於て増加せるものであるが、三六市の現在人口は前に見た通り九割近いのであるから、此の點からすれば、市部に於ける現在人口増加の割合の方が稍、少い。前項に見た如く、市部の現在人口が昭和十年八九・七一%から昭和十五年八九・二六%へと稍、其の比率を減じたのも其の爲であつて、此の五年間に於て三六市周縁の二九一町村に於て相當著しく現在人口を増加せることを示すものである。此のことは地方別に見れば名古屋地方を除く他の三地方に於て然りである。

又、現在人口中市部が占める割合が昭和十年に比し昭和十五年に於て増加し、此の割合の方が増加人口中の市部の占める割合に比して高いのは、神奈川、愛知、千葉、埼玉縣に屬する規制地域である。特に埼玉縣に於ては現在人口中市部の占める割合は四七%なるに拘はらず、増加人口中

市部の占める割合は六六%に達してゐる。之等の規制地域内にあつては町村の人口増加に比して都市の人口増加が尙著しいことを物語つてゐる。之に反し、現在人口中市部が占める割合が昭和十年に比し昭和十五年に於て稍減じ、且つ此の割合の方が増加人口中市部の占める割合に比して低いのは東京、京都、大阪三府、兵庫、福岡兩縣に屬する規制地域である。特に京都府に於ては現在人口中市部の占める割合が九二%なるに拘はらず、増加人口中市部の占める割合は五九%に過ぎない。これは京都市の増加が附近町村に比し甚だ劣ることを物語つてゐる。このことは現在人口増加率を検討することによつて更に明瞭となるであらう。

(4) 現在人口増加率

更に昭和十年乃至十五年の五年間に於ける現在人口増加率は如何といふと、三府七縣平均して一一二%を示して全國平均の二倍に達して居り、全國市部平均に比しても高率である。就中、神奈川縣の一九〇%は全國各府縣中の最高率で、東京府の一五五%も之に亞いで高きに屬してゐることは既に集中地域の項に於て述べたる通りである。

然らば規制地域の増加率如何といふと、平均して一五一%であるから全國平均の五六%に比して約三倍の高率、全國市部平均に比し約一・五倍の高率を示してゐる。地方別に見ると、關門地方の三三九%が最も高く、名古屋地方の一八八%が之に亞ぎ、京濱地方は下つて一七〇%、京阪神地方が一〇%で最も低い。増加人口の實數に於ては大なる地位を占めてゐた京濱、京阪神兩地方も、増加率の點に於ては他の二地方より大分劣つてゐる。京阪神地方の増加率を斯く低率にしてゐるのは、京都府に屬する規制地域が僅に一三%に過ぎないことに歸せられる。之に反して神奈川縣及福

岡縣に屬する地域は夫々二六一%、二四三%といふ著しき高率を示してゐる。規制地域内の三六市の増加率は平均して一四五%で、全國市部平均に比し遙に高いが規制地域平均に比しては稍、低い。之は二九一町村の増加率が二〇一%で町村部の方が市部に比し遙に高率を示してゐる爲である。

此の點は特に東京、京都、大阪三府及び兵庫、福岡二縣に屬する規制地域に於て顯著であつて、町村部の増加率が市部の二倍乃至三倍に當る高率を示してゐる。之等の地域に於ては大都市に隣接せる町村にして著しき人口膨脹を示せるものを多く含むに據るものと考へられ、神奈川、千葉兩縣に屬する規制地域が斯の如き町村を既に可なり多く都市に合併したり、埼玉縣に屬する規制地域の如く増加率の低い町村を多數に含んでゐる爲市部の増加率の方が遙に高いのと好き對照をなしてゐる。(第一二圖(1)参照)

三六市の中では次表の通り立川市の六六〇%が最も高く、尼崎、川崎、布施、小倉市等が之に亞いで著しく高い増加率を示してゐる。之に反し岸和田市は一二%、京都市は八%と著しい低率を示し、川越市のみは四%の減少といふ特例を示してゐる。

町村の増加率は市部のそれに比し約一・四倍、全國市部に比し約二倍、全國郡部に比し約七倍といふ高率である。之を郡單位に纏めて比較すると、水巻町、折尾町を含む福岡縣遠賀郡が六五九%で最高率を示し、池田、豐中市に北隣する大阪府豐能郡が之に亞いで五八六%を示し、東京市西隣の東京府北多摩郡が四三〇%を示して著しき高率な地域となつてゐる。之と反對に京都府綴喜郡は僅に七%といふ最低率を示し、愛知縣中島郡、埼玉縣南埼玉郡、入間郡の如きも之に亞いで極めて低率である。

二九一町村の中、増加率極端なるものを擧げると、大阪府中河内郡巽村は一、四三二%を示して最も高く、大阪府北河内郡守口町(一、二八二%)、

第16表 36市現在人口増加率順位

順位	市	率
	全 國 市 部	102.39
1	立 川 市	660.24
2	尼崎 市	593.37
3	川崎 市	569.00
4	川 市	404.56
5	布 市	314.08
6	川 市	272.49
7	伊 市	248.99
8	市 戸 八	242.96
9	戸 八	242.77
10	戸 八	229.85
11	西 市	227.55
12	豊 市	226.91
13	横 市	215.31
14	浦 市	213.56
15	若 市	212.09
16	吹 市	203.91
17	奏 市	197.74
18	名 市	196.13
19	船 市	183.33
20	下 市	163.43
21	東 市	149.75
22	鎌 市	149.31
23	大 市	148.49
24	平 均	144.93
25	泉 市	141.36
26	大 市	136.52
27	門 市	131.38
28	池 市	128.33
29	平 市	125.17
30	蘆 市	100.37
31	大 市	87.78
32	千 市	76.09
33	禰 市	64.85
34	八 市	59.75
35	王 市	11.68
36	和 市	8.45
	京 市	3.81

東京府北多摩郡三鷹町(一、〇五三%)、福岡縣遠賀郡水巻町(一、〇二六%)が之に亞いで何れも一千臺の高きに屬してゐる。之等は何れも此の五年間に人口を倍加せるもので其の激増は眞に驚くべきものがある。之に反して人口の絶對的減少を示せる町村二〇を算へ得る。が、之は周縁に多く隣接市町へ人口の吸引せられたる結果と見られる。又東京、大阪兩市に於ては其の中心の區に人口減少を示すものがあるのは大都市の飽和現象として新市域若くは隣接町村への膨脹を示せるものと考へられる。

三府七縣中の非規制地域に於ける現在人口増加率は平均して四七%といふ低率であるから規制地域平均の三分の一に過ぎず、全國平均にも及ばない。たゞ全國郡部平均に比しては約一・六倍高率であるに過ぎない。地方別に見ると規制地域に見る如く關門地方が最も高く、京阪神、名古屋兩地方は遙かに下つて之に續き京濱地方が最も低い。京濱地方の中では埼玉、千葉兩縣内の非規制地域が極めて低率である。京都府の非規制地域(二

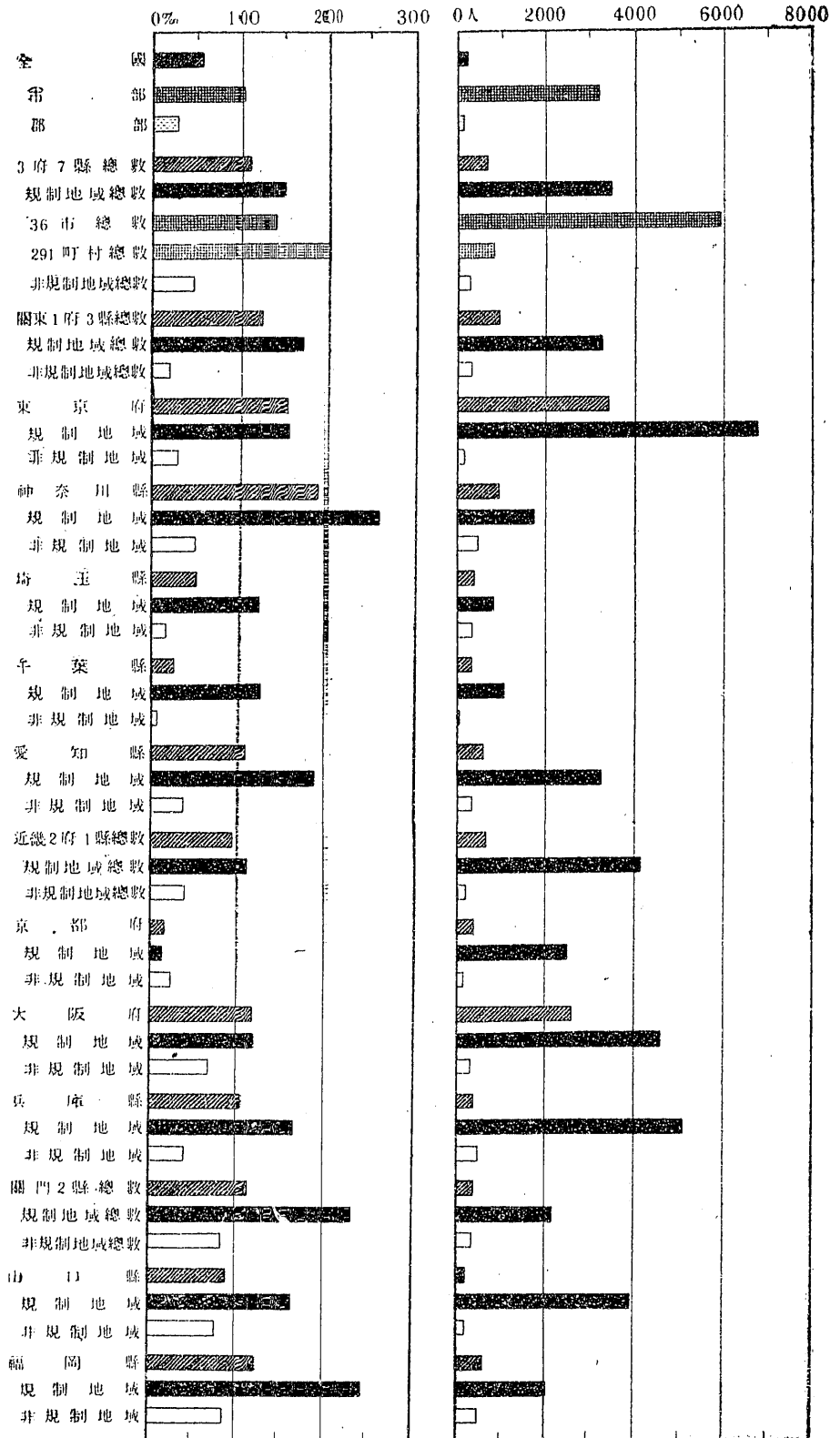
二・三五%)は埼玉、千葉兩縣に亞いで低いが規制地域(一三・二六%)に比して高率といふ異例に屬してゐる。之に反して福岡縣の非規制地域は八五%といふ最高率を示し、山口、神奈川兩縣及大阪府の非規制地域が之に亞いで高率を示してゐる。

之を更に立入つて検討すると福岡縣でも遠賀郡は二〇三%といふ非規制地域の諸郡中で最高率を示して居り、同じく嘉穂、田川、鞍手の諸郡が之に續いて頗る高率を示してゐる。之に續いて兵庫縣の武庫、節磨、赤穂の諸郡、愛知縣西加茂郡等が相當高率を示してゐる地域である。之に反してそれらの外縁地域たる諸郡には現在人口の減少を示せるものが少くない。それらは兵庫縣、京都府の山地地域、山口、愛知兩縣の縁邊地域に見られる。就中、愛知縣東加茂郡は(二)六九%といふ最も著しい減少率を示し、山口縣大島郡、京都府與謝、天田兩郡、兵庫縣佐用、多紀兩郡等が之に亞いで減少が著しい。斯の如く現在人口が絶對的減少を示せるは、之等の地

第 12 圖 3府7縣及工業規制地域現在人口増加率・人口密度比較圖

(1) 現在人口増加率

(2) 人口密度



域が人口供出地域として、規制地域乃至は其の周縁地域へ如何に多くの人口を移動せしめたかを推察せしめるに充分である。絶対減少を示すに至らぬまでも殆ど現状維持に等しい程度の低率な増加率を示す郡を愛知、福岡、埼玉の諸縣に三、四宛擧げることが出来る。

非規制地域内の町村には右に擧げた高率の諸郡の中に多少高率なものを見られるが、然し規制地域内に於ける如き極端に高率な町村は見られ

ない。然るに人口絶対減少を示せるものは可なり多數に上り、周縁地域たる山間部等に分布してゐること第四圖に見る通りで、府縣内に於ても町村別に見ると人口吸引地域と其の供出地域の對照が明かに示されてゐる。

(5) 人口密度

以上の如き現在人口の著しき増加は、其の結果として人口密度の累積を

來し三府七縣の平均せる人口密度は昭和十五年一方料に付六七九で全國平均の三倍半に上り、東京府の三、四二九、大阪府の二、六四三の如きは府全域の平均密度が殆ど都市並みの密度を示してゐる。

そこで規制地域を通じての平均人口密度を見ると、昭和十五年三、四七三を示し、全國平均一九一に比し約十八倍、三府七縣の平均に比し約五倍といふ大きさである。地方別に見ると、最も高いのは京阪神地方の四、一四一で、京濱地方の三、二九〇、名古屋地方の三、二六一が之に亞ぎ、關門地方の二、二二五が最低である。

府縣別に見ると京濱地方の中でも東京府に屬する地域は六、七八三で最も高いが埼玉縣は八一五で最も低く、千葉縣も之に亞いで低く。

又、京阪神地方の中では兵庫縣、大阪府に屬する地域に高い。

規制地域内三六市と二九一町村とは前に見た通り面積は相半ばしてゐるが、其の人口は八九%迄市部に居るので、市部の密度は五、九四九で町村部の密度七七九の八倍に上つてゐる。市部と町村部との此の差異は名古屋、京濱兩地方に大きく關門、京阪神兩地方に小さい。又、府縣別に見れば、東京府、愛知縣、大阪府等大都市を含む府縣に屬する地域に大きく、福岡、千葉、兵庫、埼玉縣の規制地域に小さい。

市の中では大阪市の一七、五六九が最高で、東京、戸畑、神戸、名古屋、尼崎、布施等が之に亞いで高い。之に反して藤澤は九五三で最も低く、小倉、船橋、千葉等が之に亞いで低きに屬してゐる。

第17表 36市人口密度順位

順位	市	人口密度
	全國市部	3,194
1	大東	17,569
2	戸神	11,884
3	名古	8,723
4	布	8,685
5	尼布	8,364
6		7,010
7	36市平均	6,572
8	堺	5,949
9	八平	5,814
10	下立	4,769
11		3,969
12	八京	3,954
13	西吹	3,803
14	泉	3,782
15	大	3,775
16		3,226
17	市	3,217
18	蘆横	3,075
19	川	2,530
20	門	2,480
21	鎌	2,418
22	豐	2,338
23	川	2,237
24	伊	2,230
25		2,141
26	浦	2,071
27	池	1,997
28	若	1,972
29	大	1,797
30	岸	1,614
31		1,586
32	和	1,574
33		1,543
34	千	1,348
35	船	1,264
36	小	1,062
	藤	953

又町村部を郡に纏めて比較して見ると、池田市に接する大阪府豊能郡は既に見た通り現在人口増加率極めて高い結果密度三、一四四を示して最も高く、大阪、布施兩市の南方たる中河内、南河内、泉北、泉南等の諸

郡、神戸、蘆屋市に隣接する武庫、川邊郡、又北九州都市群の西隣たる遠賀郡は何れも密度一千臺を示して高きに屬してゐる。之に反して京都府宇治郡は密度僅に二三四で最も低く、東京府南多摩郡、愛知縣愛知郡等が低

きに屬してゐる。

右を個々の町村に就いて見れば大阪府泉北郡南王子村は實に二三、一一五といふ極端な値を示し、兵庫縣武庫郡魚崎町、同御影町は之に亞いで何れも九千臺の高き密度を示してゐる。密度甚だ高き町村は結局阪神地方に最も多く分布してゐることとなる。

三府七縣中の非規制地域は平均密度二七四であるから規制地域平均の八%に過ぎず、全國平均を稍、超えるに過ぎない。規制地域と異なり名古屋、關西兩地方が比較的高く、京濱、京阪神兩地方が低い。京都府の非規制地域が密度僅に一三三で最も低く、東京府、山口縣の非規制地域が之に亞いで低いが、之等は何れも全國平均に達しない。福岡、神奈川兩縣のそれは比較的の高き密度を示してゐる。之等を更に郡に就いて見ると京都府北桑田郡が密度最低で僅に三三に過ぎない。之に亞いで京都府葛飾、愛宕兩郡、兵庫縣宍粟郡、山口縣佐波郡、現在人口の減少最も著しい愛知縣東加茂郡等は何れも密度甚だ低きに屬してゐる。之に反して兵庫縣加古郡は密度九三〇で非規制地域の諸郡中最も高く、愛知縣中島郡、神奈川縣三浦郡も之と餘り差のない高い密度を示してゐる。又、福岡縣の三潯、嘉穂、山門、遠賀の諸郡、山口縣阿武郡等も非規制地域の中では相當高き密度を示してゐる。然しながら極めて少數の特殊の例を除けば規制地域の町村程高き密度を示すものはない。

要するに、現在人口が全國の四割に相當するといふ三府七縣の中にあつて、面積から云へば全國總面積の一分五厘に過ぎない規制地域には、全國人口の二割七分が集中偏在し、昭和十年から昭和十五年迄の五年間に全國増加人口の六割六分に相當する人口を増加したのである。而して規制地域

工業規制地域人口現象概要(二)

の中では、京濱、京阪神兩地方が何れも全國人口の一割を有し、又昭和十年から昭和十五年迄の五年間に全國増加人口の夫々三割六分、二割といふ人口を増加し來つた。さうした人口累積の結果、全國の十八倍といふ高き人口密度を示すに至つたのである。

三 工業規制地域の人口動態

以上見た如く、老大な量を有し且つ著しく集中の度を増しつゝある規制地域の人口動態に就いて次に見ることとする。

先づ規制地域を含む三府七縣に就いて概觀すると、第一八表に示す如くである。即ち平均して死亡率は全國平均より良好であるが、出生率が可なり低い爲に自然増加率は全國より低率である。出生率に就いて各別に見ると、埼玉、千葉、愛知三縣が全國より高いのみで、他の府縣は悉く、而も大正九年より最近昭和十三年に至る間に就いて見ると、各年次共全國より低率である。死亡率を見ると、埼玉、千葉二縣は各年次共全國より高く、山口、福岡二縣は多くの年次が全國より高率、愛知縣は最近年次のみ全國より低く、其の他の府縣は各年次共全國より低い。かくて自然増加率は、死亡率が低い上に出生率の高い埼玉縣に最も高く、神奈川、愛知二縣が之に亞いで全國を超えてゐる。爾餘の府縣は各年次共全國より低率を示してゐる。⁽¹⁰⁾

以上は普通率によつて見たのであるが、普通率の比較では、各地域によつて男女年齢別構成や配偶關係別構成が異つてゐるので正確な比較が出来ない。そこで之等の差異を除く爲に特殊の標準人口構成を選び、之に對して普通動態率を標準化する Newsholme-Stevenson の方法に依つて算定し

第18表 3府7縣普通竝標準化動態率

府	縣	普通率					標準化率			
		昭 13	昭 10	昭 5	大 14	大 9	昭 10	昭 5	大 14	大 9
		出生率								
全	國	26.70	31.63	32.35	34.92	36.19	32.50	33.29	34.92	35.96
東	京	22.61	27.41	28.01	32.16	29.77	26.49	26.78	29.41	28.64
神	奈	25.31	30.11	30.77	35.68	33.31	30.46	31.15	35.31	33.62
埼	玉	29.24	35.11	34.02	37.26	38.93	39.31	39.17	41.62	43.12
千	葉	27.10	32.93	32.46	36.12	36.31	35.39	35.08	37.41	37.38
愛	知	26.44	31.29	32.63	34.91	36.99	31.73	33.05	34.92	38.24
京	都	20.60	26.11	26.90	29.62	31.69	25.95	27.38	30.08	32.66
大	阪	19.98	24.48	26.26	28.27	30.38	22.43	23.87	25.30	28.98
兵	庫	22.44	28.10	29.29	31.46	33.69	26.47	28.02	29.59	32.14
山	口	23.51	28.76	28.43	31.24	31.74	28.60	29.39	31.68	32.09
福	岡	25.41	30.27	29.60	32.57	32.16	29.67	29.15	31.21	30.89
		死亡率								
全	國	17.44	16.78	18.17	20.27	25.41	17.72	18.13	20.27	25.49
東	京	13.53	12.90	14.18	17.64	23.94	15.56	16.36	20.54	28.18
神	奈	15.57	15.15	15.81	19.24	23.59	16.53	16.58	20.37	25.36
埼	玉	19.74	18.31	19.12	22.32	27.87	18.57	18.74	21.90	27.68
千	葉	19.89	18.79	20.24	22.38	28.60	17.92	18.88	20.88	26.80
愛	知	17.19	15.68	17.81	20.69	26.11	17.76	17.62	20.98	26.48
京	都	15.94	15.43	17.61	19.87	26.56	17.81	18.58	21.06	28.65
大	阪	13.94	14.79	16.16	19.52	26.77	17.71	18.33	22.68	32.01
兵	庫	16.65	16.30	17.51	19.72	27.18	19.56	17.65	20.04	28.45
山	口	19.76	18.20	19.46	19.32	24.48	17.93	18.28	18.30	23.18
福	岡	18.60	16.51	18.75	19.49	25.78	18.44	19.39	21.01	27.58
		自然増加率								
全	國	9.26	14.85	14.19	14.65	10.78	14.78	15.16	14.65	10.47
東	京	9.08	14.72	13.83	14.52	5.83	10.93	10.42	8.87	0.46
神	奈	9.74	14.56	14.96	16.44	9.73	13.93	14.57	14.94	8.26
埼	玉	9.50	16.80	14.90	14.94	11.06	20.74	20.43	19.72	15.44
千	葉	7.20	14.13	12.22	13.74	7.71	17.47	16.20	16.53	10.58
愛	知	9.25	15.61	14.81	14.22	10.88	13.97	15.43	13.94	11.76
京	都	4.67	10.68	9.29	9.75	5.13	8.14	8.80	9.02	4.01
大	阪	6.04	9.69	10.10	8.75	3.61	4.72	5.54	2.62	(-) 3.03
兵	庫	5.79	11.80	11.78	11.74	6.51	6.91	10.37	9.55	3.69
山	口	3.75	10.56	8.97	11.92	7.26	10.67	11.11	13.38	8.91
福	岡	6.82	13.36	10.85	13.08	6.38	11.23	9.76	10.20	3.31

昭和10年の標準化率は、昭和9、10、11年3箇年平均の普通率によりて標準化せるものなるを以て「人口問題研究」第1巻第1號所載の數字と相異あり。

たものを第一八表に併せ掲げておいた。(7) 此の標準化動態率によつて比較しても、埼玉、千葉二縣は死亡率が高いに拘らず出生率が著しく高い爲に自然増加率が全國より遙かに高い。爾餘の各府縣は悉く全國より低く、中でも京都、大阪、兵庫縣の出生率は著しく低い上に死亡率も稍、高い結果著しく低い自然増加率を示してゐるのである。

概觀して以上の如き増殖力の差異が三府七縣に見られるが、之等に含まれる規制地域に就いて次に見よう。但し町村別人口動態の資料は國勢調査年次以外には得られないから、ここでは昭和十年の資料によつて計算した。但し市町村の境域は第一三表備考の通り昭和十七年六月二日現在に換算統一されてゐる。

(1) 出生率

先づ出生率に就いて見ると、規制地域平均して二六・八一%で全國平均三一・六三%に比し遙に低い。之は主として京阪神地方が二四・三八%といふ著しい低率を示してゐる爲であつて、關門、京濱兩地方は夫々二七・〇〇%、二八・二六%で稍、高く、名古屋地方は更に高く二九・九五%を示してゐるのである。

京阪神地方の二府一縣に屬する地域は何れも二四%臺で殆ど差がない。關門地方の中で山口縣に屬する地域は二四%であるが福岡縣のそれは稍、高い。京濱地方の中では、東京府に屬する地域が福岡縣のそれと略、等し

第19表 36市出生率順位

順位	市	普通率	標準化率
		%	%
	全國市部	26.57	25.31
1	立川	33.35	—
2	川崎	33.12	27.88
3	川口	32.82	29.82
4	八幡橋	31.64	24.84
5	船橋	31.15	—
6	藤澤	30.43	—
7	平塚	30.38	31.17
8	大宮	30.24	—
9	千葉	30.04	28.31
10	川越	29.85	31.07
11	名古屋	29.61	28.07
12	八王子	29.39	31.58
13	吹田	28.92	—
14	横濱	28.59	25.79
15	浦和	28.40	28.79
16	大津	27.38	—
17	東京	27.22	25.64
18	小倉	26.96	24.09
19	和歌山	26.61	22.28
20	岸和田	26.57	23.24
21	岸市	26.42	27.64
	36市平均	26.41	—
22	布施	26.40	—
23	西宮	26.38	22.67
24	尼崎	26.27	21.93
25	伊丹	25.26	—
26	伊勢	24.89	21.99
27	若松	24.50	22.84
28	神戸	24.44	26.68
29	神戶	24.39	23.40
30	池田	24.16	—
31	下關	24.04	20.88
32	豊饒	23.90	—
33	鎌倉	23.70	—
34	堺	23.46	22.05
35	大塚	23.41	21.02
36	大塚	20.97	—

く、神奈川県に屬する地域は之より高率で、愛知縣に屬する地域と略、等しい。千葉縣に屬する地域は之より稍、高く、埼玉縣に屬する地域は三三%臺を示して他を凌いでゐる。

出生率に就いて市部と町村部とを比較すると、市部は平均して二六%で

あるから町村部の三〇%に比して可なり低率である。此のことは福岡縣のみを除いて何れの地域に就いても同様である。然し町村部と雖も全國平均に比しては稍、低い。

三六市の平均二六・四一%は、全國市部平均二六・五七%に比し稍、低い

が、各市の中、出生率の最も低いのは蘆屋の二〇・九七%で、大阪、堺、鎌倉、豊中等が之に亞いで居り、之に反して最も高いのは立川の三三・三五%で川崎、川口等が之に亞いでゐる。即ち一般的に見て京濱地方に高率の市多く、京阪神、關門地方に低率な市が多い。

尙、昭和十年當時市であつた二十四市に就いては道府縣に於けると同様の方法によつて算定した標準化動態率があるので、之を併せて第一九表に掲げておいた。即ち標準化率によつて見ても八王子、平塚、川越、川口等京濱地方の市に高率のもの多く、神戸、下關、大阪、尼崎、門司等、京阪神、關門地方に低率のものが多し。

又、二九一町村を郡單位に纏めて比較すると、先に見たる通り現在人口増加率極めて高率を示してゐた兵庫縣武庫郡、大阪府泉南、泉北兩郡、福岡縣遠賀郡等が何れも二六%未満といふ低率を示して居り、之に反し埼玉縣北葛飾、南埼玉兩郡、愛知縣中島郡等は何れも三八%を超える高率を示してゐる。

個々の町村の中では、右の低率な諸郡に二二%、二二%程度のもものが少なくないが、最も低いのは大阪府三島郡島本町の一九・八九%で京都府久世郡の二〇・五九%が之に亞いで低い。反對に最も高率なのは埼玉縣南埼玉郡大袋村の四八・六〇%で同郡には柏崎村、川柳村の何れも四六%といふ高率を示す村があり、又東京府北多摩郡拜島村の四七・九九%も頗る高率な例である。

三府七縣中の非規制地域に於ける出生率は平均して三一・八二%であるから規制地域に比し遙に高率で全國平均に略、等しい。中でも關東、名古屋兩地方の非規制地域が高率を示して居り、京阪神、關門兩地方のそれと雖も規制地域に見られる程の差は示してゐない。特に埼玉縣内の非規制地域

は三六%といふ頗る高い出生率を示してゐる。

右を郡に就いて見ると、兵庫縣武庫郡の二五・六八%が最低で、京都府與謝郡の二五・七五%、京都府愛宕郡、千葉縣安房郡、福岡縣企救郡の各二七%臺が之に亞いで低きに屬してゐる。之に反して福岡縣早良郡は三九%といふ最高率を示し、千葉縣海上、香取兩郡の各三八%、埼玉縣の南埼玉、大里、北葛飾、比企四郡の各三七%が之に亞いで甚だ高きに屬してゐる。

(2) 死亡 率

次に死亡率は規制地域平均して一四・〇八%で、全國平均一六・七八%に比して低い。地方別に見て最も低いのは京濱地方の一三・五二%で、京阪神地方の一四・四四%、名古屋地方の一四・五六%が之に亞ぎ、關門地方が最も高く一六・一一%を示して全國平均に近づいてゐる。死亡率に於ても京阪神地方の二府一縣に屬する地域は何れも一四%臺で逕庭がない。愛知縣に屬する地域も京阪神地方のそれと略、等しい。然し京濱地方は東京府に屬する地域が一三%で著しく低いのに埼玉、千葉兩縣に屬する地域は稍、高率を示してゐる。關門地方の中、福岡縣に屬する地域は埼玉、千葉兩縣のそれと略、等しい。

市部平均の死亡率は一三・七九%で町村部の一六・五九%に比し遙に低い。兵庫、福岡の兩縣に屬する地域のみ市部の方が町村部より稍、高いが、其の他の府縣は何れも市部の方が町村部より低い傾向を示してゐる。然し、かく市部に比して高い町村平均の死亡率は全國平均のそれと略、等しい程度である。

三六市平均の一三・七九%は全國市部平均一四・七四%に比しても低いが各市の中では、蘆屋の九・三二%が最も低く、伊丹、立川、市川等が之に

亜いで居り、反對に豊中のみは著しく高く二五・四八%といふ最高率を示し、泉大津、千葉、岸和田等豊中程ではないが之に亞いで高きに屬してゐる。

然し出生率に於ける如き地域的な對立は見られない。尙標準化率は第 二〇表に併せ掲げた通りで、市川、浦和、東京、西宮等に低く、千葉、川

第 20 表 36 市死亡率順位

順位	市	普通率	標準化率
	全國市部	14.74%	17.63%
1	豊中	25.48	—
2	泉大津	18.93	—
3	千葉	18.32	21.72
4	岸和田	17.23	18.79
5	川越	17.12	19.69
6	八幡倉	16.97	18.94
7	小松塚	16.90	20.24
8	若平	16.62	18.30
9	堺	15.80	19.71
10	門司	15.77	19.84
11	鎌倉	15.48	17.98
12	川口	15.40	—
13	下關	15.37	18.43
14	川崎	15.14	18.06
15	横濱	15.10	16.09
16	船橋	15.07	17.19
17	尼崎	15.04	—
18	布知	14.93	19.42
19	戸田	14.91	—
20	池子	14.75	17.91
21	王屋	14.75	—
22	八戸	14.60	17.81
23	名古	14.50	16.28
24	藤澤	14.22	17.98
25	京大	13.95	—
26	大阪	13.91	17.44
27	36市平均	13.90	17.18
28	大宮	13.79	—
29	吹田	13.45	—
30	西宮	13.24	—
31	浦和	12.86	15.99
32	東市川	12.77	14.18
33	立川	12.69	15.48
34	伊丹	12.31	13.93
35	伊丹	11.77	—
36	蘆屋	11.23	—
		9.31	—

越、小倉、堺等に高い。

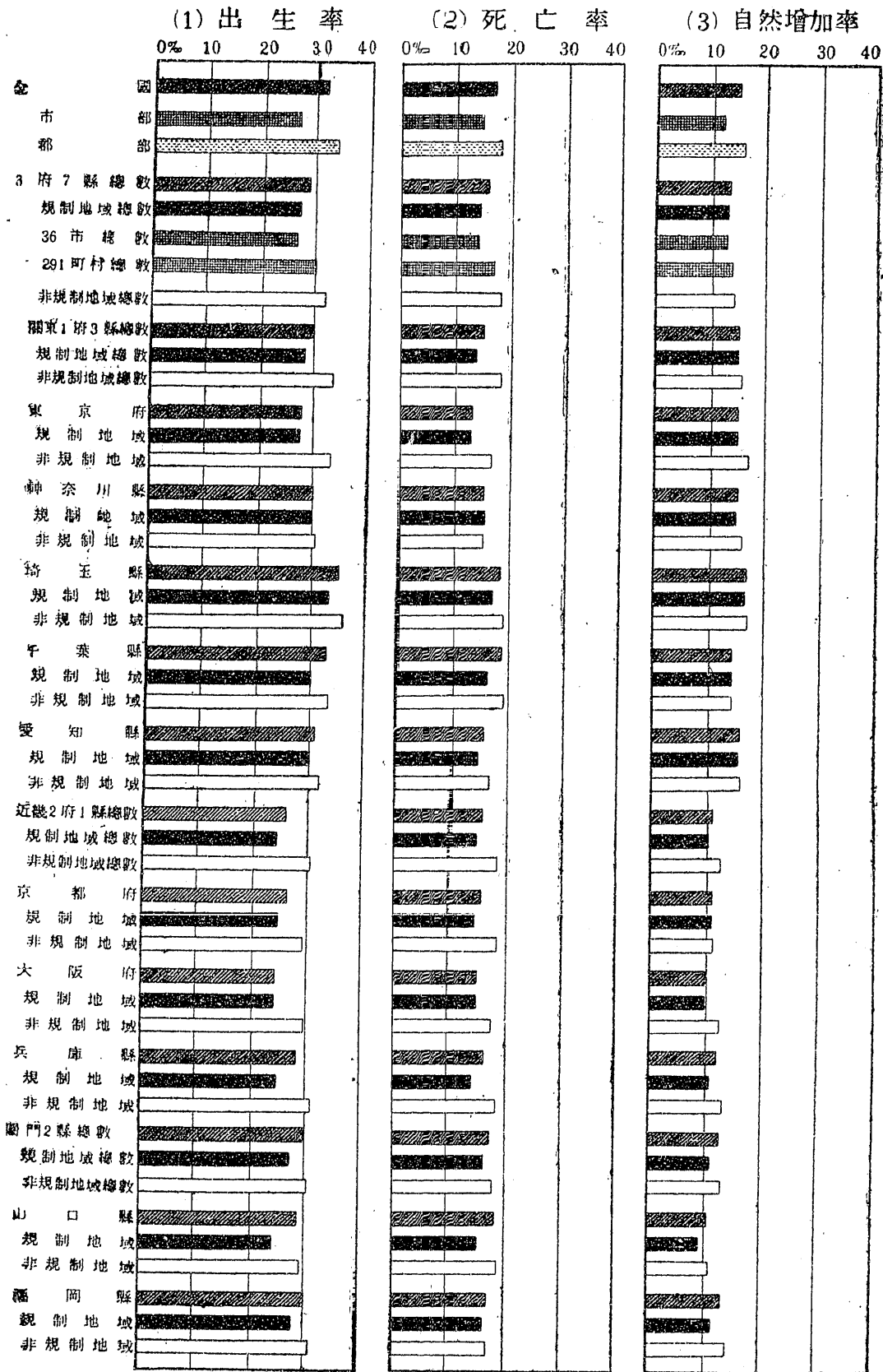
町村部は市部より遙に高いのであるが之を郡に纏めて比較すると、出生率に於て最低を示す兵庫縣武庫郡が死亡率に於ても最低を示して居り、東京府西多摩郡、京都府久世郡、兵庫縣川邊郡等が之に亞いで郡としては比較的低きに屬してゐる。之に反して京都府宇治郡の如きは二二・四九%で最高率を示して居り、大阪府三島郡、埼玉縣南埼玉郡、愛知縣中島郡が之に亞いで何れも一九%を超える高率を示してゐる。

更に個々の町村に就いて見ると、東京府北多摩郡武藏野町の八・七六%が最も低く、大阪府南河内郡南八下村、同北多摩郡府中町各一〇%臺が之

に亞いで低きに屬してゐる。之に反し、大阪府三島郡山田村の一・一〇%、東京府北多摩郡清瀬村の四・六%といふ極めて特殊の三例を除けば、埼玉縣南埼玉郡出羽村の二・九%が最も高く、東京府北多摩郡拜島村の二・八%も之に亞いで甚だ高く。

三府七縣中の非規制地域に於ける死亡率は平均して一七・七八%であるから規制地域に比し遙に高率なのは勿論、全國平均に比しても高率である。中でも關東、近畿兩地方の非規制地域に於て高率であり、特に埼玉、千葉兩縣内の非規制地域は平均して何れも一九%臺といふ高率を示してゐる。神奈川縣内の非規制地域のみは他より稍、低き死亡率を示し全國平均に略等しい。

第 13 圖 3 府 7 縣及工業規制地域出生率・死亡率及自然增加率比較圖



第21表 36市自然増加率順位

順位	市	普通率	標準化率
	全 國 市 部	11.83	7.68
1	立 川	21.58	—
2	川 崎	18.02	11.79
3	川 口	17.45	11.39
4	大 宮	16.78	—
5	藤 澤	16.47	—
6	船 橋	16.11	—
7	吹 田	15.68	—
8	浦 和	15.63	14.61
9	名 屋	15.39	10.09
10	八 子	14.79	13.77
11	八 幡	14.67	5.90
12	平 塚	14.58	11.46
13	東 京	14.53	10.18
14	市 川	14.11	13.73
15	伊 丹	14.02	—
16	横 濱	13.52	8.60
17	西 宮	13.51	6.68
18	川 越	12.73	11.38
	36市平均	12.62	—
19	戸 畑	11.86	4.37
20	千 葉	11.72	6.59
21	蘆 屋	11.66	—
22	布 施	11.49	—
23	尼 崎	11.34	2.56
24	京 都	10.48	5.96
25	小 倉	10.05	3.85
26	神 戸	9.95	4.40
27	大 阪	9.52	3.84
28	門 司	9.41	4.01
29	池 田	9.41	—
30	岸 田	9.34	4.47
31	下 關	8.90	2.82
32	泉 津	8.45	—
33	鎌 倉	8.30	—
34	若 松	7.88	4.54
35	堺 中	7.69	2.21
36	豊 中	—	1.58

非規制地域の諸郡の中で最も高いのは山口縣佐波郡の二三%で、福岡縣早良郡、兵庫縣津名郡、千葉縣東葛飾、海上兩郡が何れも二二%の高率を示して之に並いでゐる。反對に最も低率なのは東京府小笠原島の九・五一%で同じく八丈島、福岡縣企救郡の各一四%、神奈川縣足柄上郡の一五%が之に並いで低きに屬してゐる。

(3) 自然増加率

以上の如く死亡率が低いに拘らず出生率も亦可成り低い結果として規制地域の自然増加率は平均一二・七三%で、全國平均一四・八五%に比して可なり低率である。就中、京阪神地方は此の傾向最も著しく、自然増加率九・九四%といふ最低率を示し、關門地方が之に並いで一〇・八九%といふ低率を示してゐる。死亡率低い上に出生率の高い京濱地方の自然増加率一四・

七四%は此の二地方に比して稍、高く、全國平均に略、等しく、又、出生率の高い名古屋地方は之よりも更に高率を示してゐる。之等を縣別に見ると、出生率の最も低き山口縣に屬する地域の自然増加率は八・九〇%で最も低く、死亡率低きも出生率も亦頗る低き京阪神地方の二府一縣の自然増加率は之より稍、高い程度で逕庭がない。東京、神奈川、千葉の各府縣は之等より遙に高く何れも一四%臺であるが、出生率甚だ高き愛知縣に屬する地域は之より稍、高く、更に埼玉縣に屬する地域は死亡率最も高いが出生率最も高い爲に一六・四一%といふ最高率を示してゐる。

市部は町村部に比して死亡率が低いけれども出生率も甚だしく低い結果、其の平均自然増加率は町村部のそれに比して僅かに低い。この傾向は福岡縣を除いて各府縣とも同様である。町村部平均の自然増加率と雖も全國平均に比して低率である。

三六市平均は全國市平均に比し出生率が殆んど等しいに拘はらず死亡率が低い結果、其の自然増加率は稍、高き。之等の市の中、死亡率最高で出生率が極めて低い豊中のみは自然増加率が負(−)を示してゐるが、之を別としては堺が七・六九%で最低位にあり、若松、鎌倉等が之に亞いで低きに屬してゐる。之等は何れも死亡率高くして出生率極めて低き爲である。反對に、出生率が最高で死亡率極めて低い立川は二一・五八%といふ最高の自然増加率を示してゐる。又、出生率高く死亡率低き川崎、川口等が之に亞いで高き自然増加率を示してゐる。

一般的に見れば、出生率に於ける如く、自然増加率低き市は京阪神、關門地方に多く、高き市は京濱地方に多く見られる。此の地域的な對立は第二一表に併せ掲げた標準化率によつて見れば一層明瞭に看取される。即ち堺、尼崎、下關は何れも二%臺、大阪、小倉は三%臺といふ劣弱な自然増加率を示すに拘はらず、浦和は一四%、八王子、市川は各一三%といふ市としては高率な自然増加率を示してゐる。之等の差異は概ね出生率の優劣に依るものである。

町村を郡として纏めて比較すると、大阪府三島郡が出生率は可なり低い上に死亡率が著しく高い爲に自然増加率僅かに四・七九%といふ最低率を示してゐる。之に亞いで出生率は高いが死亡率が最高であつた京都府宇治郡が七・七一%の低率を示してゐる。又、大阪府の北河内、泉南、泉北三郡、福岡縣遠賀郡等は死亡率はさして高くはないが、出生率が低い結果何れも一一%に満たざる低率を示して之に續いてゐる。之等に反して、東京府西多摩郡は出生率が甚だ高い上に死亡率が低い爲に二一・〇四%といふ最高の自然増加率を示してゐる。之に續いて高率を示す郡の中、死亡率も可なり高いがそれにもまして出生率が頗る高い爲に甚だ高い自然増加率を

示すものに埼玉縣北葛飾、南埼玉兩郡、愛知縣中島郡等があり、死亡率はさして高くはないが、出生率の高い爲に高率な自然増加率を示すものに東京府南多摩郡、神奈川縣高座郡等がある。

更に之を町村に就いて見るならば、前に見た如き死亡率の特殊な三例は減少を示してゐる。即ち大阪府三島郡山田村の(一)八六%、東京府北多摩郡清瀬村の(一)二二%といふ極端な率を示してゐる。然し減少を示すものは此の特殊な例の他に、大阪府三島郡五領村の(一)一三八%、大阪府泉北郡南王子村の(一)〇・四〇%の二ヶ村を見出し得る。減少を示さずとも極めて低率な例としては大阪府北河内郡の友呂岐村(〇・七%)を始めとし同郡守口町、四宮村、大阪府中河内郡天美村、大阪府泉北郡高石町の各三%、京都府綴喜郡都々城村、大阪府豐能郡中豐島村の各四%等を擧げ得る。之等は概ね出生率甚だ低きに拘はらず、死亡率が相當に高き結果と見られる。

右と反對に自然増加率最も高きものは、東京府南多摩郡鶴川村の二七・六一%であつて、神奈川縣高座郡小出村、埼玉縣南埼玉郡柏崎村の各二六%、埼玉縣入間郡水谷村の二五%、埼玉縣南埼玉郡大袋村、東京府北多摩郡大和村、小金井町の各二四%が之に亞いで高きに屬してゐる。何れも出生率の極めて高い結果と見られる。

三府七縣中の非規制地域に於ては規制地域に比して出生率が遙に高いが死亡率も亦可なり高い結果其の自然増加率は平均して一四・〇四%で、規制地域に比しては高いが、全國平均に比して僅に低い。非規制地域にあつても規制地域に於けると同様出生率の低い京阪神、關門兩地方の自然増加率は出生率の高い京濱、名古屋兩地方のそれに比して低率である。中でも埼玉縣内の非規制地域は規制地域と同様に自然増加率が三六%といふ最高率

を示してゐるが、之は死亡率が甚だ高いに拘はず出生率が極めて高いことに歸せられる。之に亞いで東京府、愛知、神奈川縣内の非規制地域も高い自然増加率を示してゐるが、之は死亡率が他に比較して低い爲である。

非規制地域の諸郡中では、千葉縣安房郡の六・八五%が最も低く、京都府與謝郡、愛宕郡、山口縣佐波郡、兵庫縣武庫郡が各八%を示し低きに屬してゐる。之等は概ね死亡率が可なり高い上に、出生率がさして高くないことに據ると見られる。之等と反對に出生率の甚だ高い爲に自然増加率の高い郡の中では京都府葛野郡の二三・八一%が最も高く、神奈川縣愛甲郡、足柄上郡の各二〇%、埼玉縣大里郡の一九%等が之に亞いでゐる。

以上要するに、規制地域の人口増殖力は周縁の非規制地域に比して劣っており、此の傾向は各地域を通じて言ひ得る。然し、非規制地域のみ比較すれば矢張り京阪神、關門兩地方の自然増加率は他の二地方のそれに比して劣つてゐる。三府七縣の中埼玉、千葉、愛知三縣を除く爾餘の府縣は増殖力劣弱であるが、結局此のことは規制地域、非規制地域を通じて言はれ、京阪神地方の増殖力が最も低く、關門地方が之に亞いで居り、京濱地方の中の埼玉縣、名古屋地方の増殖力が優れてゐるのである。而も尙、規制地域と非規制地域とを比較すれば前者の増殖力の劣ることを知り得るのである。

四 工業規制地域の流入人口

以上によつて「工業規制地域」に於ける尨大な人口累積の状態と、それが

工業規制地域人口現象概要(一)

示す増殖力に就いて概観したのであるが、次に之が如何に大規模な人口流入の結果であるかに就いて一言することとせらう。

前節に見たる如く、規制地域の人口増殖力は低劣なことが明かとなつたが、然らば昭和十年乃至十五年の五年間に増加せる二五五萬といふ尨大な現在人口の中、地域内での補給人口、即ち自給人口と、他地方からの流入人口との具體的なる量及兩者の關係は如何であらうか。今之を簡略な方法ではあるが、現在人口増加數と自然増加數との比較によつて推計して見る。

先づ道府縣に就いて各國勢調査期間毎に現在人口増加量と自然増加數とを比較して人口の流出流入のデフイツを算定すると第二二表の如くである。

但し此の表の中、昭和十一年至十五年間の自然増加數は推計に據るものであることを断らねばならない。即ち昭和十四年以降自然増加數並率は發表されてゐないので昭和十四年の自然増加率は昭和十一年、十二年、十三年の三ヶ年平均として此の期間に於ける自然増加數を推計したものである。

第二二表に據れば、昭和十年―同十五年に於て、流入超過を示せるものは僅に東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口及福岡の七府縣を算ふるに過ぎず爾餘の道府縣は悉く人口流出超過即ち自然増加の何割かを他へ供出せることを示してゐる。既往を顧みれば、之等流入超過の七府縣は常に流入超過を繼續して來たが、戦時下に入つて益々、流入超過を擴大し、爾餘の流出超過府縣は益々、流出超過を擴大したことを示してゐる。

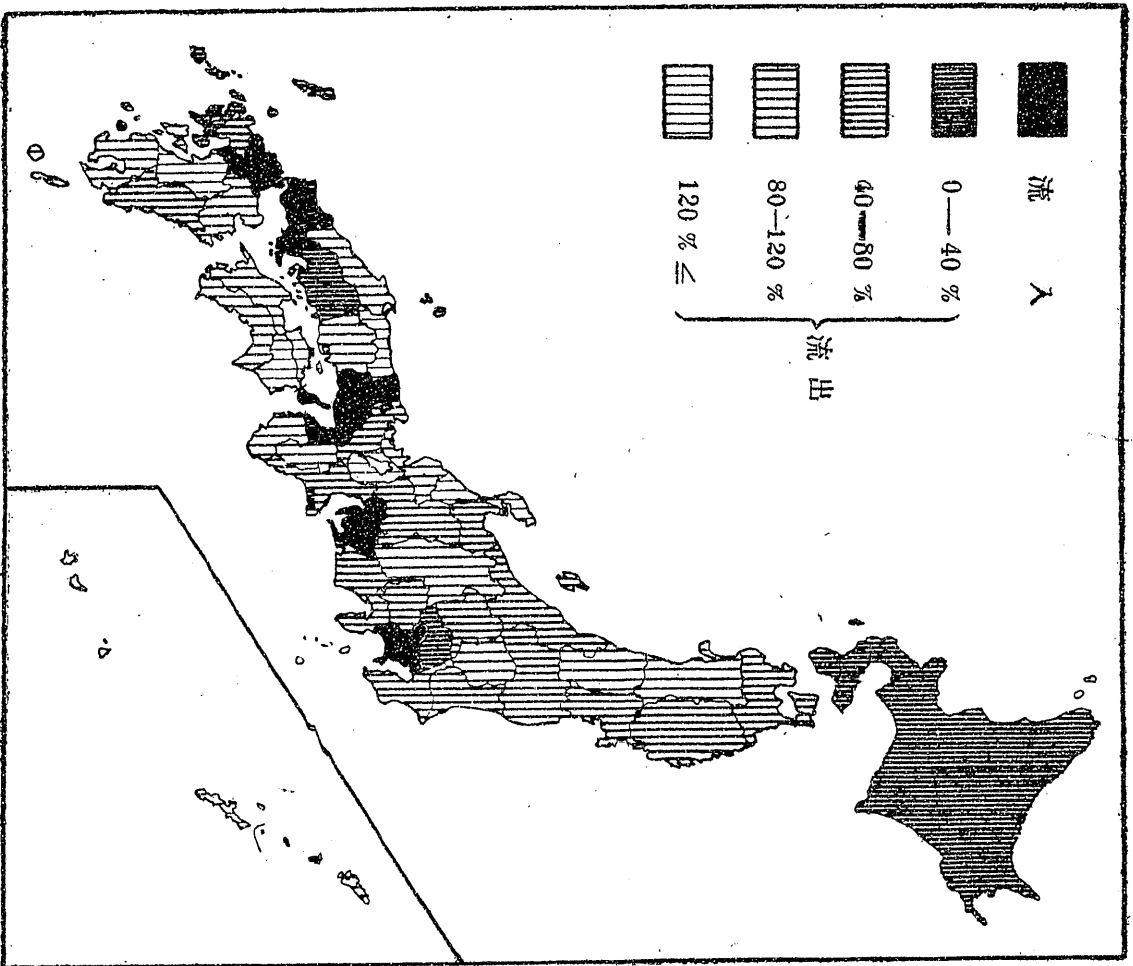
次に各道府縣に於ける之等の流出流入量、各地域の人口補給量即ち自然増加に對して如何なる關係を持つかを見ると第二二表に併せ掲げた通りである。即ち神奈川縣は自給量の一・九割に達する人口の補給を受けたこととなり、大阪府一八割、東京府一五割、福岡縣一四割、山口縣一三割、兵

第 22 表 道府縣別流出流入人口

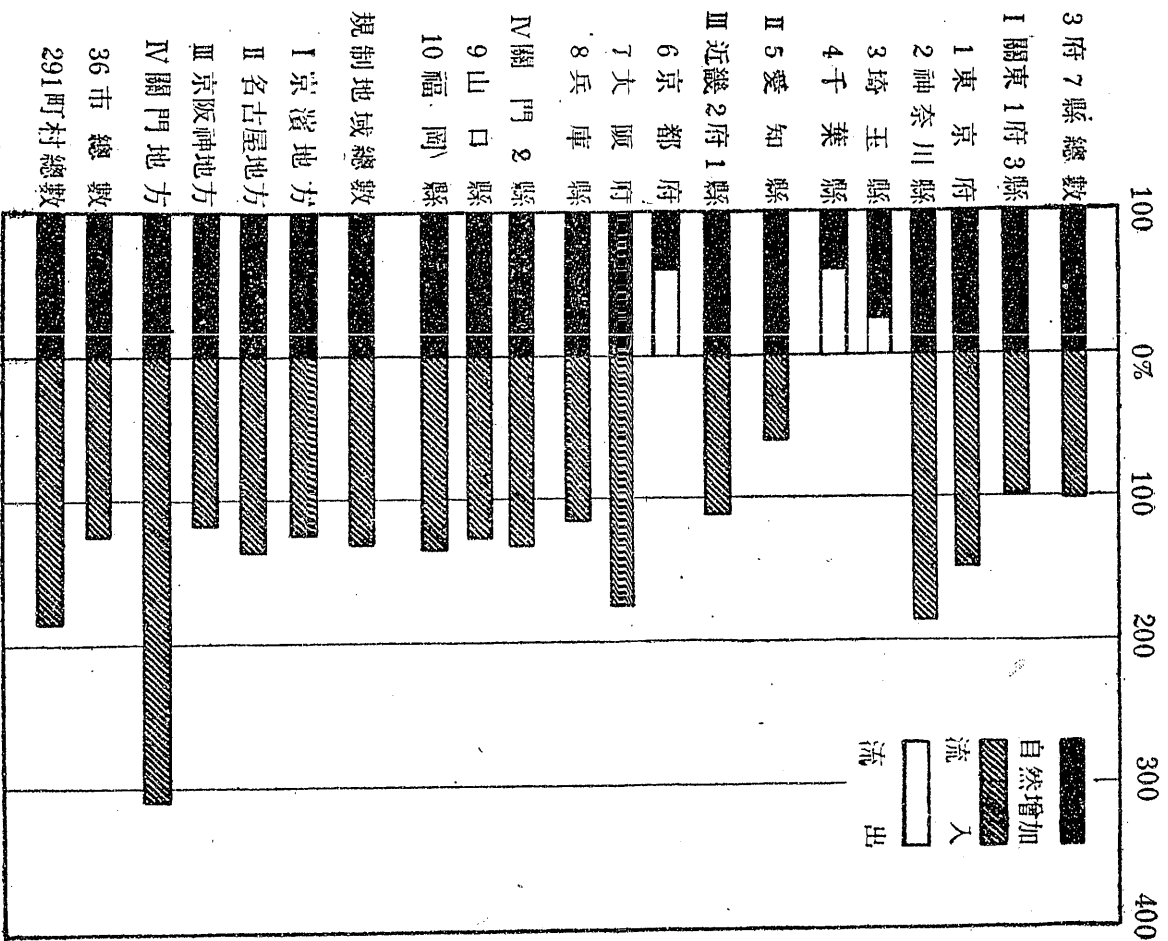
道 府 縣	流出流入人口 (—は流出)				自然増加に對する割合			
	昭 10— 15 年	昭 5— 10 年	大 昭 14— 5 年	大 昭 9— 14 年	昭 10— 15 年	昭 5— 10 年	大 昭 14— 5 年	大 昭 9— 14 年
總 數	559,346	169,719	293,925	59,319	13	4	7	2
1 北海 道	73,885	24,939	47,593	111,678	27	9	18	4
2 青森 縣	65,436	15,555	23,180	18,971	65	15	26	25
3 岩手 縣	46,846	22,200	14,409	15,943	42	24	16	22
4 宮城 縣	80,978	27,324	10,752	10,454	62	23	10	11
5 秋田 縣	87,273	52,446	43,056	38,969	85	51	46	51
6 山形 縣	92,015	58,791	42,772	28,065	97	62	45	32
7 福島 縣	91,716	63,842	62,337	37,696	68	47	47	34
8 茨城 縣	47,523	52,595	34,260	34,684	40	46	30	37
9 栃木 縣	85,673	45,319	48,640	48,498	88	46	49	52
10 群馬 縣	39,109	41,029	27,164	13,886	41	42	29	17
11 埼玉 縣	28,315	36,322	39,572	16,631	26	34	38	18
12 東京 府	63,460	22,469	19,569	7,747	60	23	22	11
13 神奈川 縣	588,016	564,710	588,791	585,500	148	142	176	292
14 千葉 縣	226,854	99,750	91,533	25,240	186	83	82	37
15 新潟 縣	87,360	92,056	65,568	52,534	56	60	44	42
16 富山 縣	18,928	30,546	21,910	20,439	44	61	42	45
17 石川 縣	32,262	19,104	26,139	25,564	150	62	81	88
18 福井 縣	26,730	1,147	9,947	30,484	111	4	33	104
19 山梨 縣	34,427	34,796	19,276	27,583	68	69	39	62
20 長野 縣	120,751	126,010	40,663	39,563	103	103	32	37
21 岐阜 縣	41,154	38,224	43,850	17,763	51	45	49	22
22 靜岡 縣	68,854	18,047	30,799	17,514	47	11	20	13
23 愛知 縣	115,659	102,337	72,969	88,489	61	53	42	63
24 三重 縣	42,055	55,485	30,268	28,548	63	76	38	43
25 滋賀 縣	39,317	14,410	7,798	19,141	125	42	21	63
26 京都 府	41,923	73,723	77,727	64,628	60	97	113	118
27 大阪 府	315,734	576,794	316,090	361,679	175	320	192	329
28 兵庫 縣	160,229	121,739	39,152	21,898	116	78	26	17
29 奈良 縣	26,355	6,001	23,203	15,778	100	20	65	45
30 和歌山 縣	41,781	15,104	10,014	11,024	98	31	19	23
31 鳥取 縣	32,072	26,791	12,124	11,088	123	96	42	39
32 島根 縣	40,035	29,460	13,478	21,724	118	79	44	74
33 岡山 縣	63,652	21,513	22,636	37,026	105	31	33	64
34 廣島 縣	23,680	7,255	31,152	17,877	27	7	30	19
35 山口 縣	57,931	4,515	14,847	4,398	127	8	27	9
36 徳島 縣	54,373	35,614	22,622	20,346	123	74	46	51
37 香川 縣	64,155	36,628	20,623	25,163	140	70	39	53
38 愛媛 縣	64,765	62,980	38,936	26,923	82	73	46	35
39 高松 縣	35,293	41,334	9,823	20,605	119	108	24	55
40 福岡 縣	194,433	62,951	83,252	14,660	135	38	59	11
41 佐賀 縣	25,381	52,558	39,446	35,505	62	112	85	76
42 長門 縣	8,226	24,452	12,342	50,562	10	28	15	65
43 熊本 縣	103,627	59,552	31,437	16,469	122	64	35	21
44 大分 縣	61,334	25,767	26,979	981	114	43	47	2
45 宮崎 縣	51,021	4,129	8,300	11,420	76	6	14	22
46 鹿兒島 縣	116,918	89,175	32,498	54,759	102	72	28	49
47 沖縄 縣	49,544	13,605	7,453	40,210	157	48	27	15

人口問題研究 第四卷 第一號

第 14 圖 道府縣別及工業規制地域流出流入人口率 (昭和10-15年)



道府縣別及工業規制地域流出流入人口比較圖



(2) 3府7縣及工業規制地域流出流入人口比較

庫縣二割及愛知縣六割といふ計算である。之等七地域の人口流入の程度が如何に強烈であるかは之によつても窺ふことが出来る。

尙、人口流出率著しき地域を見ると、石川及沖繩の自給人口の一五割流出を筆頭として、香川の一四割、滋賀の一三割、鳥取、島根、徳島、熊本及高知の各一二割、大分、福井及岡山の各一一割、長野、奈良及鹿児島各一〇割であつて何れも自然増加以上を流出し絶對減少を示してゐる。人口流出縣に於ても最近五年間に於ては前五年間に比し流出率を隔段に高め、中には前五年間に數倍する地域も出現したのである。尙、從來常に自給人口の約一割を流入して來た京都府が最近五年に至つて突如六割の流出超過に轉換を示してゐるのは注目を惹く。

七府縣の現在人口増加數は各國勢調査間毎に激増してゐるのみならず、全國の増加人口中に占める地位をも擴大し、昭和十一年十五年に至つては總計二八七萬の増加數、即ち全國の増加人口の七割四分を占めるに至つたことは既に見た通りであるが(第一〇表參照)、此の推計によれば、之等の老大な増加人口の中流入によるものは計一六六萬即ち自然増加の一四倍に相當することとなつて居り、其の人口集中の大規模なることを更に一層明確にしてゐる。

然し之を規制地域を含む三府七縣總體として見るならば、人口流出府縣を含むこととなるので第二三表の通り昭和十一年十五年度の現在人口増加三〇二萬の中、自然増加によるものは一五〇萬、流入人口によるものは一五二萬となり、自給量を稍、超える程度の人口を受け容れたこととなつてゐる。之等流入人口を地方別に見ると、關東一府三縣の流入人口は七二萬で最も多く、三府七縣流入人口總數の四七%を占め、近畿二府一縣は四三萬で之に亞ぎ、其の割合は二八%、關門二縣は二五萬で其の割合は一七%、愛知縣は一二萬で最も少く其の割合は八%となつてゐる。

第23表 3府7縣流出流入人口

府 縣	昭和10—15年				自然増加に對する流出人口の割合(%)		
	現在人口 増	自然増加 (推計)	流出人口 (推計)	自然増加に對する 流出割合	流出人口の割合(%)		
					昭5—10	大14—昭5	大9—14
3府7縣總數	3,022,416	1,497,258	1,525,158	102	99	85	107
I 關東1府3縣	1,455,237	732,142	723,095	99	84	97	136
1 東京府	985,052	397,036	588,016	148	142	176	292
2 神奈川縣	348,969	122,115	226,854	186	83	82	37
3 埼玉縣	79,185	107,500	28,315	26	34	38	18
4 千葉縣	42,031	105,491	63,460	60	23	22	11
II 5 愛知縣	303,891	188,232	115,659	61	53	42	63
III 近畿2府1縣	821,260	387,220	434,040	112	188	122	152
6 京都府	27,485	69,408	41,923	60	97	113	118
7 大阪府	495,792	180,058	315,734	175	320	192	329
8 兵庫縣	297,983	137,754	160,229	116	78	26	17
IV 關門2縣	442,028	189,664	252,364	133	26	35	6
9 山口縣	103,700	45,769	57,931	127	8	27	9
10 福岡縣	338,328	143,895	194,433	135	38	59	11

然し之等流入人口の自然増加に對する比率は關門二縣の一三割が最も多く、近畿二府一縣の一一割、關東一府三縣の一〇割が之に亞ぎ、愛知縣の六割が最も少い。即ち、自給人口に對する割合から見れば關門二縣が最も多く補給を受けてゐることとなる。

又昭和十一年十五年の期間に流入超過を示してゐる七府縣のみに就いては前に見た通り一六六萬の流入人口があつたのであるが、之等の府縣に反して京都府と埼玉、千葉兩縣とは府縣總體として見れば流出超過を示してゐる。即ち、京都府は千葉縣と共に自給人口の約六割を、又埼玉縣は自給人口の約三割を流出してゐる。

次に過去の各國勢調査年次間の流出流入と比較して見ると、三府七縣總數に於ては大正十四年以降各期間毎に自然増加に對する流入人口の率を増してきてゐるが、此の傾向は關門二縣に最も著しく愛知縣、關東一府三縣が之に亞ぎ、近畿二府一縣のみは昭和十一年十五年間に至つて稍、流入人口の割合を減じてゐる。更に之を各府縣別に見ると、神奈川、兵庫兩縣は大正九年以降常に此の率を高めてきてゐる。埼玉、千葉兩縣は過去の各期間とも流出超過を示してきたが、山口縣は大正十四—昭和十年間は流出超過であつたが昭和十一年十五年間には流入超過に轉じてゐる。之に反し京都府は昭和十年迄は流入超過であつたが各期間毎に其の率を低下し昭和十一年十五年には遂に流出超過に一轉して了つたのである。

かくて三府七縣に於ては昭和十一年十五年間に一五二萬の人口を受け容れてゐるが、此の老大な流入人口は此の期間に於ける全國増加人口三八六萬の約三割に相當しており、年平均にして約三一萬づつが集中して來てゐることを示してゐる。即ち、全國の年平均自然増加を約九〇萬とすれば其の三分の一を擧げて三府七縣に供給してゐることとなつてゐる。

以上の如く人口流入の激化してきてゐる三府七縣の中にあつて「工業規制地域」の流入量は如何なる規模を持つてゐるであらうか。そこで次に規制地域に於ける自給人口と流入人口の量と其の關係如何を見てみよう。

第24表 工業規制地域流入人口

地域	現在人口 増加	自然増加 (推計)	流入人口 (推計)	自給人口 に対する割合 増す人口 の割合%
規制地域總數	2,549,208	1,106,690	1,442,518	130
I 京濱地方	1,392,751	621,942	770,809	124
II 名古屋地方	243,900	103,212	140,688	136
III 京阪神地方	730,463	336,207	394,256	117
IV 關門地方	182,094	45,329	136,765	309
36 市	2,200,111	983,958	1,216,153	124
291 町村	349,097	122,732	226,365	184

但し、町村別の動態資料は昭和十年が採り得る最近年次のものであるから、已むを得ず之を用ひて推計することとする。

今假りに規制地域に於て昭和十年程度の自然増加率が昭和十五年迄續いたものとすれば、第二四表の如く此の五年間の自然増加数は、京濱地方六二萬、名古屋地方一〇萬、京阪神地方三四萬、關門地方五萬合計一一一萬と推計される。然るに此の間の現在人口の増加は二五五萬であるから、差引一四四萬の人口が規制地域に流入したこととなる。之は三府七縣への流入人口一五二萬の九割五分に相當しており全國増加人口の三割七分に相當してゐる。即ち毎年平均二四萬餘の人口が規制地域に集中してきたことを示しており、全國の年平均自然増加九〇萬とすれば其の二割七分が此の地域へ流入してゐることとなつてゐる。

此の流入人口を地方別に見ると京濱地方の七七萬が最も多く、規制地域全流入人口の五三%に相當し、京阪神地方の三九萬が之に亞いで全流入人口の二七%に相當して居り、名古屋、關門兩地方は各一四萬となつてゐる。前に見た通り關東一府三縣の流入人口は七二萬で京濱規制地域への流入人口より約五萬多いが之は埼玉、千葉兩縣が縣全體としては流出超過を示してゐるので一府三縣として纏めて見ると之だけ少なく見積られるものと思はれる。愛知縣も縣全體としては一二萬の流入人口に過ぎないこととなつて居り、規制地域のみでは一四萬の流入人口があつたことを示してゐるが、之は縣全體として見た場合の流入人口に於ては邊縁地域町村に於ける可なりの縣外への流出超過が差引かれて現はされてゐるものと考へられる。之に反し京阪神地方の流入人口三九萬は二府一縣の流入人口四三萬の約九割に相當しており、京都府が府全體としては流出超過を示せるに拘はらず、他の大阪府、兵庫縣に於て非規制地域迄へも人口の供給を受けてゐる爲と思はれる。又關門地方流入人口一四萬は山口、福岡二縣の流入人口二五萬の五割四分に過ぎないが非規制地域への流入人口が規制地域内への

それに匹敵するものであることを示してゐる。

斯の如き流入人口を更に自然増加との關係に於て見ると、規制地域を通じて自然増加の一・三倍の人口を受け容れて居り、京濱、京阪神兩地方は各自然増加の約一・二倍の人口を、名古屋地方は稍、多く一・四倍の人口を受け容れて居るが、關門地方に於ては實に自然増加の三倍強の人口を受け容れてゐることとなる。關門地方の現在人口増加率が他地方に比し著しく高いことは前に見た通りであるが、その自然増加率が極めて低い結果、増加人口の中自然増加によるものは二割五分に過ぎず、七割五分迄は實に流入人口によつて増加したことを知るのである。昭和十年の自然増加率は一般に其の前後の年次に比して稍、高い年であつたし、昭和十三年には之が可なり低下してゐるから、こゝに推計した自然増加数は相當過大に見積られてゐるとせねばならぬ。果して然らば現在人口増加に於て占める流入人口の量は更に大なるものと推測される。

之を更に三六市と二九一町村とに分けて見ると第二四表に示す如く、市部の現在人口増加二二〇萬の中、流入人口は約一二〇萬と推計され、町村部は現在人口増加三五萬の中流入人口約二三萬と推計される。即ち、現在人口増加の中流入によるものの割合は、市部よりも町村部に於て遙に多いこととなる。而して先に見た通り、東京、大阪二府及兵庫、福岡二縣に屬する規制地域内町村部の現在人口増加率は甚だ大であつたのであるから、之等の町村への人口流入が著しく激化したことを思はしめる。

かくて規制地域に於ける現在人口増加は全國増加人口の六割六分に上り、又三府七縣の増加人口の八割四分を占めてゐるが、此の地域に於ける流入人口は三府七縣總流入人口の九割五分に相當してゐる。昭和十一年の間に於て七府縣以外の縣が凡て流出超過を示してゐたのであるが、以

第25表 工業規制地域の人口膨脹

地 域	昭和25年 現在人口 (推計)	昭和15—25年間に於ける		
		現在人口 増加	自給量	補給量
(1) 昭和10—15年間の現在人口増加率と 等しき率を以て増加する場合				
規制地域總數	25,850,000	6,380,000	2,756,000	3,624,000
I 京濱地方	13,122,000	3,536,000	1,579,000	1,957,000
II 名古屋地方	2,178,000	634,000	268,000	365,000
III 京阪神地方	9,073,000	1,711,000	788,000	924,000
IV 關門地方	1,476,000	499,000	121,000	378,000
(2) 昭和10—15年間の全國市部平均増加 率と等しき率を以て増加する場合				
規制地域總數	23,682,000	4,211,000	2,687,000	1,524,000
I 京濱地方	11,660,000	2,073,000	1,530,000	543,000
II 名古屋地方	1,879,000	334,000	258,000	76,000
III 京阪神地方	8,954,000	1,592,000	785,000	807,000
IV 關門地方	1,189,000	211,000	114,000	97,000

上の推計によつて見れば、之等の府縣に於ける流出人口の少からぬ部分は規制地域へ流入したと考へられるのである。此の期間に於ける急速なる生産力擴充が四大工業地域への人口集中を如何に激化したかは、以上流出流入の規模を明かにするとき今更ながら驚くべきものがあるのである。以上は既往の事實を分析したのであるが、右の如き状態が今後も其の儘繼續すると假定すれば其の人口膨脹は如何様であらうか。

今假りに、規制地域に於て昭和十—十五年の現在人口増加率が昭和二十年迄繼續するものとする、第二五表に示す如く、此の十年間に現在人口は六三八萬を増加することとなり、其の中自給量は自然増加率が昭和十年程度の率を示すものとしても二七六萬であるから三六二萬といふ老大な人口を補給しなければならぬ。而して其の中京濱地方は最も多くして一九六萬、京阪神地方が九二萬、關門地方三八萬、名古屋地方三七萬を必要とする。即ち規制地域全體で年平均三六萬、昭和十—十五年間の年平均二四萬に比して約五割多く流入して來るのであるから規制地域に於て從來の如く人口集中が抑制されず現在人口の増加が其の儘繼續する場合には毎年全國自然増加が約九〇萬としても、凡そ其の四割を擧げて此の地域へ供給してゆく計算となる。又、全國の年平均生産年齢人口増加六二萬餘とすれば其の六割近くが此の地域に動員されることとなる。

次に、右の如き激しき増加傾向が緩和されて、假りに昭和十—十五年間の全國市部平均増加率と等しい率を以て現在人口増加が昭和十五—二十五年の間繼續するものとすれば、第二五表の如く規制地域に於ける現在人口は此の間に四二一萬を増加することとなり、自然増加率が昭和十年程度として自給量は二六九萬となるから、差引一五二萬を補給しなければならぬこととなる。此の場合には京阪神地方が最も多くして八一萬、京濱地方が之に亞いで五四萬、關門地方は一〇萬、名古屋地方は八萬を夫々必要とする。然し年平均にして一五萬を補給しなければならぬこととなるから、此の場合にも可なり廣範圍に亙る地域から其の供給を仰がねばならず、況んや前の假定の如く老大な人口の補給を要するとするならば、尙一層廣範圍の供出地域を必要とするのである。

茲に問題は前にも一言せる如く、規制地域が斯の如き無制限なる集中に

よつて其の人口を膨脹する場合、之等の地域へ人口を供給すべき補給地域が、多數の人口を供出することにより其の地域の人口の年齢構成を劣弱化し自身の人口再生産力を減衰し増殖力の低下を結果するといふことである。既に述べた通り、從來我が内地に於て、人口増殖力高き地域は大部分人口流出地域であり、北陸を除き人口増殖力低き地域の少からぬ部分が人口流入地域、集中地域であつたのである。然るに最近の人口集中は特定の地域、所謂集中地域、規制地域へ向つて激化したこと既に縷説した如くであり、而も規制地域特に京阪神、關門兩地方の増殖力は劣弱である。流入した多數の人口が、規制地域の低き増殖力の適用を受けるとすれば、此の地域内の人口増殖力の低下は、之等尨大な人口の供出地域に於ける増殖力の低下と相俟つて全國の人口増殖力を次第に低下せしめるといふ憂ふべき結果に立ち至ることは明かである。國土計畫の策定實施に於て人口政策的考慮の緊急不可避とされる所以も此の點に存するのである。

結 び

以上、人口の地域的移動激化の結果四大人口集中地域の形成が確立するに至つた過程を概説し、かかる無制限なる集中を抑制する暫定措置として決定を見た「工業規制地域」の人口状態に就いて靜態、動態兩側面から之を概観し、流入人口量に就いても一瞥を投じて來たのであるが、それ等の結果を取纏め要約すれば次の如くである。

(一) 人口の地域的移動は戰時體制の確立と共に一層激化し從來の移動の方向に向つて促進せしめられた結果、人口は僅に七つの府縣に集中し且つ其の吸引度を高め、爾餘の府縣は何れも人口の供出地域となつて

其の現在人口増加率の低減が見られるに至つた。

(二) 人口の都市集中就中大都市集中は近代日本の恒常的傾向であつたが、時局産業が概ね右の七府縣内の大都市又は大都市群に集中してゐた爲其の人口膨脹は最近に至つては正に飽和點に近づき其の外延に向つて急激な人口の累積を促進するに至つた。

(三) 人口の大都市集中がかく大規模に進展した結果、之等少數の大都市を中心とする都市群が現出し、四大人口集中地域を明確に形成するに至つた。

(四) かくて此の四大人口集中地域と概ね範圍を同じくして「工業規制地域」が決定を見たのであるが、此の地域の包容する人口は昭和十五年に於て内地總人口の二割七分に達し、就中京濱、京阪神地方が大なる地位を占めて居り、最近の兩國勢調査間に全國増加人口の六割六分を増加し、地方別に見れば京濱地方が三割六分、京阪神地方が二割を占め、残りの一割を名古屋、關門兩地方に於て占めてゐる。

(五) 右を増加率の點から見れば、京濱、京阪神地方より寧ろ關門、名古屋地方に高い。但し神奈川縣に屬する地域は著しく高く、又三六市よりも町村の方が約四割高く、殊に大都市縁邊の町村に然りである。

(六) 三府七縣は埼玉、千葉縣を除き、全國に比して死亡率が良いに拘はらず出生率が低い爲に自然増加率が劣つてゐるが、規制地域にあつては此の傾向が一層強い。規制地域内では市部の方が更に一層此の傾向を強めて町村部に比し増殖力が劣つてゐる。

(七) 規制地域、非規制地域を通じて京阪神、關門兩地方の増殖力は他の兩地方に比し甚だしく劣つてゐる。之に反し京濱地方の中で特に埼玉縣に屬する地域は増殖力が優れてゐる。

(八) 三府七縣の中京都府、埼玉、千葉縣を除く七府縣は常に人口流入地域として各國勢調査間毎に全國増加人口中に占める地位を増し、最近では自然増加の一・四倍の流入人口を受け容れてゐる。昭和十一年間に於て之等七府縣以外の府縣は凡て流出超過であつたから、其等府縣の供出人口は少からず規制地域へ流入してゐると考へられる。

(九) 規制地域の現在人口増加中、流入人口は自然増加數の一・三倍といふ多數に上る。流入人口の自然増加に對する割合は關門地方に最も高く、三六市と町村部とでは後者に其の割合が高い。即ち之は(五)の事實と共に最近に於て大都市群の外延に人口の集中度が高まりつゝあることを示してゐる。

(一〇) 過去に於て規制地域は斯の如く大なる流入人口によつて其の膨脹を續けて來たのであるが、將來も此の傾向を止めぬとすれば、其の補給すべき人口は全國各地域に之を仰がねばならず、其の補給地域の人口増殖力の低下を伴ふこととなり、規制地域内人口増殖力の低下と相俟つて全國の人口増殖力をも低下せしめることとならう。

之を要するに、規制地域は老大な人口を容し且つ年々多數の人口を受け容れてゐるに拘はらず、其の人口増殖力は劣つて居り、京阪神地方に特にそれが甚だしいのである。從來の如き傾向を以て之等特定地域への流入人口の増大が今後も續くものとすれば、人口供出地域に於ける男女別、年齢別人口構成は次第に破壊されてゆき、其の増殖力を次第に低下せしめ遂にはデモグラフィ的破産状態に到達せしめられると共に、一方集中地域に流入せる多數の人口が其の増殖力を低下せしめ、かくて二重に全國の人口増殖力を減退せしめるに至る恐れがあるのである。今回の規制地域の指定によつて或程度此の流入人口が抑へられることとなつたのであるが、折角規制

工業規制地域人口現象概要(二)

地域が設定されても其の運用宜しきを得ないならば更に第二第三の集中地域が形成されることは必至と見られる。否、既に規制地域の外縁に人口の累積を示し始めてゐる町村が少くないことを非規制地域に於ける事實が明かに物語つてゐる。

又、「工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置」に就いての企畫院總裁談によれば、「内地に於て差當り急速に生産力擴充を必要とする業種につき工業建設候補地を定め……とある通り今後新設せらるべき工業を誘導立地せしむべき地域が考へられてゐるが、かかる工業建設地域に關しても、上に述べた如き規制地域の事實に徴して、人口政策的觀點から深甚の考慮を拂はねばならない。即ち工業建設候補地に就いて種々な立地條件が考究されねばならないが、特に人口政策的見地よりすれば、人口増殖力劣弱なる地域への人口集中は極力之を避けることが望ましく、又勞力の需給關係を慎重に考究し其れらの地域へ人口(勞力)を補給すべき地域を夫々計畫的に設定して、周圍の農村の人口構成の健全性を維持するやう努めることが肝要である。

斯くの如き思考から、人口増殖力の保持向上を圖るといふ人口政策の目的に側して人口再配分に於ける一つの手法が考へられてゐる。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾即ち

(一) 各都市を中心として振子移動(通勤圏等)及移住によつて其の都市へ人口を補給すべき地域を夫々計畫的に設定し、其の地域の自然増加人口の範圍内に於て其の全部又は一部を計畫的に其の都市に補給することとし、

(二) 各都市の人口的發展の速度を常に其の補給地域の補給量の限界内に置くこととする。

(三) 而して都市及其の人口補給地域を一體として人口政策的施設の

配置を圖り生活計畫を構立するのである。

斯の如き人口補給地域が設定されるならば、從來の如く規制地域が全く無計畫的に人口集中を累積していつた如きことは無くなり、都市自身の健全なる發展と同時に補給地域のデモグラフィ的崩壊が防止され、一國人口増殖力の低下が阻止される。即ち、都市は其の必要とする人口の補給を確保され、其の膨脹と其の人口補給地域の増殖力とが相互依存の關係に置かれ、都市と農村に於ける人口と産業の地域的均衡が恢復保持され、初めに述べた如き國土計畫による人口再配分計畫に於ける主要目標に向つて前進することが出来るであらう。而してかゝる人口補給地域は都市並に補給地域の人口量と其の増加率等の人口的要件が與えられるならば容易に算定し得る方法が考へられてゐる。⁽¹⁴⁾此故に都市の産業立地を始め諸種の條件が與へられた場合には、此の方法を用ひるならば、其の人口補給地域を具體的に算定することが出来、國土計畫に於ける人口再配分に關する一つの規程を提示することが出来るのである。尙、其の場合にも人口補給地域に與へられる具體的な種々の條件の中で、それ等特定地域の人口現象の地域的特性、特に増殖力の如何を明確に把握することが必要不可欠からざることと考へられる。何れにしても、人口の地域的移動に對する對策に於て人口現象の地域的特性を明確に認識し斯の如き人口政策的考慮を加へたる人口再配分計畫が成されること、又さうした國土計畫及び地方計畫に關する基礎法規が早急に制定されることを望むものである。然し現下人口の地域的移動の激化がかかる基礎法規の整備を俟たず緊急に豫備的暫定措置をとつて今回の「工業規制地域」の決定を見るに至らしたのであれば、此の措置の運用に萬全を期して皇國永遠の發展に資すべき人口政策及國土計畫の既定方針に齟齬を來さしめてはならない。國土計畫乃至地方計畫が具體的施策

に乗り出した今日こそ之等の點に就いて一層慎重なる考慮と果斷なる實行を必要とすると言ふべきであらう。

註

(9) 「工業規制地域」に關する主要な所論に就いては次を参照。

(イ) 村山道雄「工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置について」國土計畫第一卷第二號、昭十七・九。

(ロ) 吉田秀夫「國土計畫の『暫定措置』に就いて」官界公論、第八卷第八十七號、昭十七・九。

(ハ) 吉田秀夫「大東亞國土計畫論叢」昭十七・十。一九八一—二五四頁。

(10) 岡崎文規「府縣別人口動態の趨勢」人口問題研究、第三卷第五號、昭十七・五。

(11) 館 稔・上田正夫「昭和一〇年内地一二七市標準化出生率、死亡率及自然増加率」人口問題研究、第一卷第五號、昭十五・八。

(12) 館 稔「人口都市集中が一國人口増殖力に及ぼす影響の測定に關する一考察」浪華の鏡、第六卷第一號、昭十六・一。

(13) 美濃口時次郎「農村經濟と工業労働者補給との關係に就いて」、農村工業第八卷第七號、昭十六・七。

(14) 此の算式と適用例に就いては次を参照。

(イ) 館 稔・上田正夫「都市人口補給源としての『假想的背地』の決定に關する一考察」人口問題研究、第二卷第二號、昭十六・二。

(ロ) 館 稔・上田正夫「四國地方八市人口補給地域の算定」人口問題、第四卷第一號、昭十六・八。

(ハ) 館 稔・上田正夫・窪田嘉彰「都市配置との關聯において見たる奥羽地方人口供給力に關する若干の考察」東北人口、昭十六・十一。

(ニ) 館 稔「國土計畫に於ける都市配置に關する一つの人口政策的考慮(上)(下)」農村工業、第八卷第七—八號

(ホ) 館 稔「都市を中心とする人口再配分政策について」國土計畫、第一卷第一號、昭十七・七。